

## 政策評価結果の平成16年度予算要求等への反映状況(PDF)

平成15年9月30日  
総務省行政評価局

### 表紙

- 1 政策評価結果の平成16年度予算要求等への反映状況
- 2 各行政機関別の政策評価結果の平成16年度予算要求等への反映状況
- 3 主な具体的事例
  - (1) 予算要求に反映したもの
  - (2) 機構・定員要求に反映したもの
  - (3) 財政投融资計画の要求、税制改正要望に反映したもの

# 1 政策評価結果の平成16年度予算要求等への反映状況

各行政機関において実施した政策評価の結果について平成16年度予算要求(以下「予算要求」という。)へ反映した件数は、全体で1,384件となっている。  
また、政策評価の結果を平成16年度機構・定員要求(以下「機構・定員要求」という。)へ反映した件数は、179件となっている。

## (1) 事後評価

① 政策評価のうち、事後評価の結果について予算要求へ反映した件数は、1,024件となっている。

このうち、評価対象政策の改善・見直し及び評価対象政策の廃止、休止又は中止を合わせた件数は、386件(38%)となっている。

(単位:件)

分類	予算要求へ反映した件数					
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策の廃止、休止又は中止	
各種施策等を対象に評価	735	397	336			249
個別事業等を対象に評価	98	71	24	21	6	3
未着手・未了の事業等を対象に評価	191	170	11	11	0	10
計	1,024	638	371	281	64	15

(注) 1 「各種施策等を対象に評価」とは、実績評価方式等により行政の幅広い分野を対象に評価を行ったもの及び総合評価方式等により特定のテーマを対象に評価を行ったものを整理している。

2 「個別事業等を対象に評価」とは、事業評価方式等により個別の継続事業等を対象に評価を行ったものを整理している。

3 「未着手・未了の事業等を対象に評価」とは、他の分類にかかわらず、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)

第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられた未着手(政策決定から5年経っても政策効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないもの)又は未了(政策決定から10年経っても政策効果が発揮されていないもの)の政策に該当するもののほか、各府省が策定した政策評価に関する基本計画に基づき、個別の公共事業であって自主的に事後評価を実施しているものを整理している。

4 「評価対象政策の重点化等」とは、評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより改善等を行ったものである。

5 「評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、重複がある。

② 事後評価の結果について、機構・定員要求へ反映した件数は、142件となっている。

このうち、機構要求へ反映した件数は81件、定員要求へ反映した件数は、119件となっている。

(単位:件)

機構・定員要求へ反映した件数	機構要求へ反映	定員要求へ反映
142	81	119

(注)「機構要求へ反映」の件数と「定員要求へ反映」の件数の間には、重複がある。

## (2) 事前評価

- ① 政策評価のうち、事前評価の結果について予算要求へ反映した件数は、360件となっている。  
事前評価の実施が義務付けられている個別公共事業、研究開発課題及び個別政府開発援助のほか、実施が義務付けられていない新規施策・事業についても、積極的に評価を行い反映されている。

(単位:件)

分類	予算要求へ反映した件数
個別公共事業を対象	40
研究開発課題を対象	58
個別政府開発援助を対象	11
新規施策・事業を対象	251
計	360

- (注) 1 「予算要求へ反映した件数」には、事前評価の結果、予算要求を行わないこととした1件を含んでいる。  
2 「個別公共事業」及び「研究開発課題」には、事前評価の実施が義務付けられているもの以外を含んでいる。  
3 「新規施策・事業」には、上記の他の分類の対象となっているものは含まない。

- ② 事前評価の結果について機構・定員要求へ反映した件数は、37件となっている。  
このうち、機構要求へ反映した件数は15件、定員要求へ反映した件数は、27件となっている。

(単位:件)

機構・定員要求へ反映した件数	機構要求へ反映	定員要求へ反映
37	15	27

(注)「機構要求へ反映」の件数と「定員要求へ反映」の件数の間には、重複がある。

## 2 各行政機関別の政策評価結果の平成16年度予算要求等への反映状況

### (1) 事後評価

(単位：件)

行政機関名	分類	予算要求へ反映した件数						機構・定員要求へ反映した件数		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の廃止、休止又は中止	評価対象政策の廃止、休止又は中止	機構要求へ反映	定員要求へ反映	
				評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止					
内閣府	各種施策等を対象に評価	17	9	8	2	0	0	0	0	0
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	17	9	8	2	0	0			
公正取引委員会	各種施策等を対象に評価	5	5	0	0	0	0	7	4	7
	個別事業等を対象に評価	3	2	1	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	8	7	1	0	0	0			
防衛庁	各種施策等を対象に評価	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	個別事業等を対象に評価	2	2	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	2	2	0	0	0	0			
金融庁	各種施策等を対象に評価	17	7	10	4	0	0	7	4	7
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	17	7	10	4	0	0			
総務省	各種施策等を対象に評価	56	23	33	9	4	0	22	13	17
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	56	23	33	9	4	0			

行政機関名	分類	予算要求へ反映した件数						機構・定員要求へ反映した件数		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の廃止、休止又は中止		機構要求へ反映	定員要求へ反映	
				評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止					
法務省	各種施策等を対象に評価	14	9	5	0	0	0	5	0	5
	個別事業等を対象に評価	1	1	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	15	10	5	0	0	0			
外務省	各種施策等を対象に評価	91	73	18	17	3	0	34	20	29
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	41	35	0	0	0	6			
	計	132	108	18	17	3	6			
財務省	各種施策等を対象に評価	37	31	6	3	0	0	12	12	8
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	37	31	6	3	0	0			
文部科学省	各種施策等を対象に評価	182	148	32	31	1	2	17	7	11
	個別事業等を対象に評価	26	20	3	3	0	3			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	208	168	35	34	1	5			
厚生労働省	各種施策等を対象に評価	86	34	52	30	7	0	5	4	5
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	86	34	52	30	7	0			
農林水産省	各種施策等を対象に評価	80注1	11	69	68	35	0	13	11	10
	個別事業等を対象に評価	24	17	7	7	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	106注2	95	11	11	0	0			
	計	210	123	87	86	35	0			

行政機関名	分類	予算要求へ反映した件数						機構・定員要求へ反映した件数		
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の廃止、休止又は中止	評価対象政策の廃止、休止又は中止	評価対象政策の廃止、休止又は中止	機構要求へ反映	定員要求へ反映	
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止									
経済産業省	各種施策等を対象に評価	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	個別事業等を対象に評価	42	29	13	11	6	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	2	2	0	0	0	0			
	計	44	31	13	11	6	0			
国土交通省	各種施策等を対象に評価	102	42	60	60	0	0	1	0	1
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	42	38	0	0	0	4			
	計	144	80	60	60	0	4			
環境省	各種施策等を対象に評価	48	5	43	25	8	0	17	6	17
	個別事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	48	5	43	25	8	0			
合計		1,024	638	371	281	64	15	142	81	119

(注)1 農林水産省では、別途、実績評価方式による82政策分野の事後評価の結果の反映状況を作成・公表しており、各政策分野に属する517予算関連手段のうち、「予算関連手段を引き続き推進」が196手段、「予算関連手段の改善・見直しを実施」が253手段、「予算関連手段に属する一部の事業又は全部を廃止」が68手段となっている。

2 農林水産省の「未着手の事業等」は0件、「未了の事業等」は106件である。未了の事業等106件のうち、法第7条第2項第2号により実施が義務付けられている事業8件のほか、自主的に98件の評価を実施している。

(2) 事前評価

(単位：件)

行政機関名	分類	予算要求へ 反映した件 数	機構・定員要求へ反映した件数		
			機構要求へ 反映	定員要求へ 反映	
国家公安委員会・ 警察庁	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	16			
	計	16			
防衛庁	個別公共事業を対象	0	6	2	6
	研究開発課題を対象	10			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	9			
	計	19			
金融庁	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	6			
	計	6			
総務省	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象 (1)は政策評価の結果、予算要求を行わないこととしたもので内数	6 (1)			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	6			
外務省	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	11			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	11			
文部科学省	個別公共事業を対象	0	5	1	5
	研究開発課題を対象	13			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	48			
	計	61			

行政機関名	分類	予算要求へ 反映した件 数	機構・定員要求へ反映した件数		
			機構要求へ 反映	定員要求へ 反映	
厚生労働省	個別公共事業を対象	0	3	0	3
	研究開発課題を対象	1			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	29			
	計	30			
農林水産省	個別公共事業を対象	13	0	0	0
	研究開発課題を対象	11			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	24			
経済産業省	個別公共事業を対象	0	16	11	6
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	108			
	計	108			
国土交通省	個別公共事業を対象	27	7	1	7
	研究開発課題を対象	17			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	35			
	計	79			
合計		360	37	15	27



### 3 主な具体的事例

政策評価結果を予算要求へ反映したもの、機構・定員要求へ反映したものと及び財政投融资計画の要求、税制改正要望へ反映したもののそれぞれの具体例は、以下のとおり。

#### (1) 予算要求に反映したもの

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
内閣府	沖縄の特殊事情に伴う特別対策	・沖縄の特殊な自然的要因等によって引き起こされる赤土等流出問題に対し、発生源対策を講じるための調査・研究等を進めること等により、赤土等流出の抑制を促進。	・本調査事業等により、①赤土等流出調査等による状況把握及び地域ごとの状況に応じた対策の実施、②個別対策技術の検証による普及しやすい対策技術の確立、③流域協議会におけるモデル事業実施等を通じた地域住民を中心とした地域の特性に応じた対策の取組など、よきめ細やかな対策が可能となる。 ・引き続き、流出調査等による現状把握及び対策事業の適切な展開に資する情報提供、対策技術の確立・実用化に向けた取組が必要。また、流域協議会等による普及・啓発活動を通じ、地域住民を中心に地域特性に応じた対策を行うことが必要。最終的には、農地、開発行為及び米軍基地における削減計画を網羅した「赤土等流出防止対策基本計画」の策定が望まれる。	・流域協議会設立推進・育成事業について、赤土等流出が問題となっている地域等において、シンポジウム、ワークショップ等を開催し、地域におけるリーダーを育成することにより、流域協議会の設立を促進し、また、赤土等流出問題に関するパンフレットを作成し、広く一般に向け普及啓発活動を行うための経費について概算要求(25百万円)。	事後評価 改善・見直し
	市場開放問題、政府調達に係る苦情処理(OTO)を通じた市場アクセスの改善	・輸入手続等を含む市場開放問題に関する苦情処理並びに物品及びサービスの政府調達に関する苦情処理を通じて、我が国の市場アクセスの改善を図る。	・OTOの取組は市場アクセス改善に向け着実に成果を上げてきた一方、引き続き苦情解決に向けて努力すべき案件も明らかになったことから、そのうち更なる検討が必要なテーマに絞って検討を進め、具体的提言を行った。 ・OTOの取組の効果を限定的なものとしなため、具体的提言等を中心に最終段階までフォローすることが重要。また、OTO体制活用に関する普及啓発活動として、国内各地のOTO窓口や地域の商工会議所との連絡会議を重ね、パンフレットの配布、ホームページ掲載等を行っていく。	・普及啓発の推進のため、OTOのポスター(英文・和文)を作成し、関係機関に配布・広告するための経費について概算要求(16百万円)。	事後評価 改善・見直し
	原子力の安全確保に関する知的基盤の整備	・原子力施設の安全確保、原子力災害対策等に必要技術的知見・経験の獲得・蓄積。	・最新の技術的知見に基づく報告書等の取りまとめ、トラブルに関する事例追加等により、必要な技術的知見の獲得は着実に進展。また、国際会議・現地調査への参加を通じた国際協力の推進によっても、有効に最新の知見を獲得・蓄積している。 ・今後は、①適切なタイミングで安全基準・指針類を整備するため、今後とも、常に最新の技術的知見を収集し、国内外の原子力事故・故障の事例や原因究明及び対策について調査審議を行う、②放射線障害防止に関し、新しい知見の収集、国際的活動への参画を継続的に実施する、③安全目標が社会に理解・受容されるための方策を検討する、④リスク・インフォームド型規制の早期導入に向けた検討を行う、等の取組を推進する。	・安全目標について国民との対話を進めるため全国各地で討論会を開催し、原子力安全に関する理解・認知促進のための方策に係る知見を深めるため、討論会の結果を調査分析するとともに、安全目標と整合する安全審査指針を策定する手法の開発及びそのための調査を実施するための経費を概算要求(110百万円)。	事後評価 改善・見直し
	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組	・「女性に対する暴力をなくす運動」を活用するなど、女性に対する暴力根絶のための広報啓発活動を実施し、この問題についての社会的認識を徹底。 ・配偶者暴力防止法の円滑な施行に努め、調査研究や職務関係者に対する研修を実施。 ・地方公共団体、民間団体との有機的な連携を確立。	・シンポジウム参加者へのアンケート調査で半数以上から肯定的評価を得ており、意識調査結果にも意識啓発に努めた成果が表れている。今後とも、ホームページ等を活用し、積極的な広報活動に努める。 ・的確な施策実施の基礎として、また、社会の問題意識高揚のため、引き続き配偶者からの暴力に関する調査研究を実施。 ・民間団体へは、ホームページ上で配偶者からの暴力被害者を支援する情報を、適宜、拡充し、提供するよう努める。	・既存の事業について、見直し、強化、拡充を図り、広報・啓発活動への取組を強化し、配偶者からの暴力の加害者更生プログラムとして、加害者向け及び一般向けの教育方法等の調査研究を実施し、関係機関相互の連携や関係者の職務の推進を図るため、ホームページについて掲載情報の拡大及び機能拡充を図るための経費(女性に対する暴力に関する調査等経費)を概算要求(50百万円)。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
内閣府	社会連帯等の国民運動	・安心して暮らせる豊かで住みよい社会の実現を目指し、様々な国民的課題の解決に資するための国民運動の推進を図る。	・各行事への参加者の9割程度が肯定的に評価。また、全国各地で運動が展開され、国民運動の着実な進展がうかがえる。 ・有識者からは、地域住民主体の自主的活動への支援として評価されているが、官主導から衣替えをし、国は国民の自主的・自立的な活動を支援する形が望ましい、また、内容等を勘案し、必要などころに必要な支援を行うことが望ましいといった指摘があった。 ・今後は時代に即したテーマの見直しや国民のニーズの把握を踏まえた運動の推進、活動集団に提供する情報の充実を図る。	・時代に即応し国民のニーズも踏まえた課題を効果的・効率的に実施するため、既存の事業を重点課題に集約し、地域活動集団活動経費、重点課題活動推進経費及び少子化に対応する地域活動調査費を新たに盛り込んだ国民運動の実施に必要な経費を概算要求(166百万円)。	事後評価 改善・見直し
公正取引委員会	平成14年度における独占禁止法違反行為に対する措置	・独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進。	・構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が必要。 ・平成14年度においては、積極的に法的措置が採られたものと評価することができ、今後とも、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処という観点から、積極的に法的措置を採るよう努めることが必要。	・審査関係に係る経費を概算要求(301百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	平成14年度における景品表示法違反行為に対する措置	・商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処。	・我が国経済社会の構造改革が進められ、競争政策の重要性が高まっている中、国民の適切な商品選択に資するため、積極的かつ迅速に違反行為を排除していくことが必要。 ・平成14年度においては、積極的に法的措置である排除命令が行われたものと評価することができ、今後とも、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という観点から、引き続き、積極的に法的措置を採っていくことが必要。	・景品表示法違反事件調査に係る経費を概算要求(34百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表	・経済の変化等に対応して、競争を制限する取引慣行・制度等を把握し、その改善を図ることによって公正かつ自由な競争が開ける市場を創出・確保。	・指針の作成・公表は、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進に有効性があつたと評価。 ・アンケート結果において、関係事業者への説明会等を通じて、ガイドラインに関する認知度をさらに高めてもらいたい等の意見があつたことから、今後、より効率的な周知方法について検討することが必要。	・電気・ガス及び電気通信事業分野における公正な競争促進のための経費を概算要求(16百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
国家公安委員会・警察庁	犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策	・国民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、犯罪防止に配慮した環境の整備として、街頭における犯罪の多発地域(通学路)、住民の不安感が高い地域(通学路)に街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置の整備を補助事業として推進。	【必要性】スーパー防犯灯と子ども緊急通報装置の整備が必要。 【達成効果等】犯罪被害の未然防止・被害拡大の防止が図られること。 【効率性】事案の状況を正確に把握することができることともに、その現場対応に必要な警察官の人数等の判断や事件捜査における有効な採証活動が可能。	・評価結果を踏まえ、街頭緊急通報システム及び子ども緊急通報装置の整備の補助に係る経費を概算要求(411百万円)。	事前評価

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
国家公安委員会 警察庁	警察移動通信システムの緊急構築	・警察活動の神経系統として最も重要な警察通信システムの一つである警察移動通信システムについて、防諜対策を強化し、テロ対策を始めとする各種警察活動において有効な機能を盛り込み、緊急更新整備を実施。	【必要性】本システムの早期の全国整備の実現が必要。 【達成効果等】テロ対策を始めとするより円滑な各種警察活動を可能にすること。 【効率性】自営による移動通信システムを構築する必要があり、代替的手段はない。	・評価結果を踏まえ、警察移動通信システムに係る経費を概算要求(24,380百万円)。	事前評価
	特定交通安全施設等整備事業の推進	・交通管制システムの高度化や信号機の改良等によって、交通事故の防止、交通渋滞の解消、交通公害の軽減を図る。	【必要性】交通事故の防止、交通渋滞の解消、交通公害の軽減を図る必要。 【達成効果等】これまで得られた便益は、 ・交通人身事故の抑止効果 約11万件(金額換算約3,400億円) ・交通円滑化効果(渋滞緩和、旅行時間短縮)約1兆5,000億円 ・二酸化炭素排出量の削減効果 約131万t-CO <sub>2</sub> と試算される(平成9年から平成13年まで)。 【効率性】代替的手段によって同様の効果を上げることは、事実上不可能であり、非効率的。	・評価結果を踏まえ、特定交通安全施設等整備事業に係る経費を概算要求(37,900百万円)。	事前評価
防衛庁	弾道ミサイル防衛(BMD)システム	・大量破壊兵器等の拡散状況を踏まえ、我が国国民の生命・財産を守るため、弾道ミサイル攻撃への対処能力を確保する。	・本事業は、弾道ミサイル攻撃への対処能力を確保するため、イージス艦、ペトリオットシステム、パージシステムの改修等を行うものである。本事業は、我が国が直面する弾道ミサイルの脅威に対する現時点で代替性のない有効な防御手段であり、我が国の防衛上、必要なものと評価。	・評価結果を踏まえ、弾道ミサイル防衛(BMD)システムの改修等に係る経費を概算要求(約1,341億円(後年度負担額を含む。))。	事前評価
	護衛艦(13,500トン型DDH(ヘリコプター搭載護衛艦))	・周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力を維持向上させる効果を得ることに加え、大規模災害派遣等の多様な事態にも柔軟かつ的確に対応できるようにする。	・本事業は、現有のヘリコプター搭載護衛艦「はるな」の後継として、護衛隊群の旗艦及び対潜中枢艦としての役割に加え、大規模災害派遣等の多様な事態に有効に対処するため、情報・指揮通信能力及びヘリコプター運用・整備能力等を向上した護衛艦を整備するものである。本事業は、周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力の維持向上に資するとともに、大規模災害派遣等、多様な事態にも的確かつ柔軟に対処し得る。	・評価結果を踏まえ、護衛艦の整備に係る経費を概算要求(約1,164億円(後年度負担額を含む。))。	事前評価
	統合無線機の研究	・統合運用及び各自衛隊の情報伝達機能の充実・強化に資する。	・本事業は、ソフトウェアの入れ替えにより、容易に各自衛隊の各種無線機との通信を可能とする無線機に関する研究を行うものである。本事業は、統合運用及び各自衛隊の情報伝達機能の充実・強化に資するものと評価。	・評価結果を踏まえ、統合無線機の研究に係る経費を概算要求(約31億円(後年度負担額を含む。))。	事前評価
	三沢飛行場周辺民生安定助成事業(水道)	・周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の安定的使用に資する。	・本事業は、三沢飛行場の施設内における地下水の利用増大に伴い周辺地域に水道水源不足が生じており、水道水源不足を緩和するため平成4年度から環境整備法に基づき三沢市が行う水道整備事業に係る費用を補助しているものである。現在まで本事業により障害の一部の緩和が図られたことから、今後も事業を継続し障害の緩和を図ることにより、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の安定的使用に資するものと評価。	・評価結果を踏まえ、三沢飛行場周辺民生安定助成事業(水道)に係る経費を概算要求(約0.7億円(後年度負担額を含む。))。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
金融庁	証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実	・株券等の大量保有報告書等の開示書類の電子化を実現するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム(EDINET)の整備を図る。	・政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備も随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利用者側の意見を勘案した上での利便性の向上等更なる基盤整備を推進することが必要。	・電子開示システム整備のための開発経費を概算要求(386百万円)。	事後評価 改善・見直し
	公認会計士監査制度の整備・改善	・金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査制度の充実強化等のための諸施策を実施。	・政策の達成に向けて成果が上がっており、政令、内閣府令の改正等の作業など今後もこれまでの取組みを進めていくことが必要。 ・「公認会計士法の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備、公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の円滑な実施に向けた、政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに平成16年度の予算・機構定員要求を行うことが必要。	・監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備、公認会計士等の新試験制度等の円滑な実施に向けた経費について概算要求(369百万円)。	事後評価 改善・見直し
	効率的で有効性の高い監督行政の実施	・金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、オフサイト・モニタリングの定着及び更なる高度化に努めるとともに、分析に必要なコンピューター・システムの整備・拡充。	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、今後も、金融行政を取り巻く環境変化に即応しつつ、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要。 そのため、オフサイト・モニタリングを支えるコンピューター・システムについては、財務会計情報とリスク情報の効果的な組み合わせ等を通じて、多様な分析ニーズに対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築していくことが必要。加えて、近年、持株会社形態による金融機関のグループ化が進展していること等から、預金取扱金融機関のみならず、保険会社、証券会社といった他業態向けシステムの再構築をできる限り早急に行い、同一システムの下で、連結ベース及び業態横断的な分析を効率的に行うことが必要。	・コンピューター・システム整備のための経費を概算要求(200百万円)。	事後評価 改善・見直し
	職員に対する専門的研修の実施	・金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実し、専門知識を有する職員の育成を図る観点から、必要な研修コースを設定し、適切な研修を実施。	・政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めることが必要。 ・平成16年度から金融庁の新規業務となる、公認会計士や監査法人等に対する検査業務について、当該検査に係る専門的知識の付与を目的とした研修の導入が必要となることから、平成16年度において予算要求を行うことが必要。 ・平成15事務年度から、業務の繁忙から集合研修に参加できない職員などを対象に、研修機会の拡充を図るため、新しい研修手法として通信研修の導入を予定しているが、より拡充を図る必要があることから、平成15年度に引き続き、平成16年度においても所要の予算要求を行うことが必要。	・業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、「庁内LAN研修」等を廃止するとともに、「金融検査実務中等研修」と「金融検査実践研修」と「金融検査実践研修」を統合し、講義内容の充実化により対応することとし、また、新たに「公認会計士等検査研修」を実施するための経費を含めた研修経費を概算要求(59百万円)。	事後評価 改善・見直し
総務省	新技術のシーズを創出する基礎的・先端的研究開発の推進	・科学技術を向上させ、将来の情報通信技術に不可欠な技術を獲得するとともに国際競争における我が国の地位を向上。	・競争的研究開発資金については、科学技術基本計画に対応するための予算措置が必要であり、戦略的情報通信研究開発推進制度を拡充することとし、その他の公募型の2制度については廃止及び縮小。	・競争的研究開発資金については、戦略的情報通信研究開発推進制度を拡充することとし、その他の公募型の2制度(情報通信分野における基礎研究推進制度、公募研究「ギガビットネットワーク利活用研究開発制度」)については縮小することとし、それぞれに係る経費を概算要求(前者34.2億円、後者3.8億円)。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
総務省	・消防の対応力(防災力)の強化 ・災害に強いまちづくりの推進	・火災による被害の軽減及び大規模災害等による被害の軽減。 ・災害による被害の軽減。	・政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要。	・市町村防災行政無線について、デジタル化の促進や、大規模地震・有事への対応のため高機能情報通信対応防災無線に係る消防補助金を概算要求(24億円)。また、対象をデジタル無線に限ることとし、アナログに係る部分については廃止することとし、補助金を重点化。	事後評価 改善・見直し
	ネットワークインフラの高度化のための研究開発の推進	・いつでも、どこでも、誰とでも、自由で快適に情報のやりとりができる社会の実現。	・研究開発を重点化するとともに、次世代研究開発用ネットワークの構築等重要な研究開発について新たに実施することが必要であることから、所要の成果を上げた研究開発を終了するとともに、継続課題についても更に効率的に研究開発を実施するための検討を実施。	・ユビキタスネットワーク関連の研究開発について充実を図ることとし、様々なネットワーク及び利活用技術の研究開発を一層推進するための次世代研究開発用ネットワークの構築等新たに必要となる経費を概算要求(50.8億円)。 ・公共電気通信システムの研究開発等8件については、所要の成果が得られたことから終了。 ・トータル・デジタルネットワーク構築技術の研究開発については中止。 ・通信・放送融合サービスの基盤となる電気通信システムの開発等10件については研究内容について見直し、より一層効率的な研究計画を検討しつつ必要となる経費を概算要求(69.7億円)。	事後評価 改善・見直し
	情報通信利用の裾野の拡大	・インターネットアクセス機能の高度化等を促進し、学校における情報通信技術の利用の拡大。	・大規模ネットワークの運用維持手法の研究については、平成15年度中に内的・外的要因によるネットワークの安定的運用への障害が問題となっている中、大規模ネットワークを運用維持する手法等の研究について成果が得られる見込みであることから成果を取りまとめ、終了。	・大規模ネットワーク運用維持手法の研究に係る予算については、廃止。	事後評価 改善・見直し
	アプリケーション及びコンテンツの高度化のための研究開発の推進	・大容量・高度化する情報(コンテンツ)を、誰もが、確実に、簡単に利用し、流通できる社会の実現。	・研究開発を重点化するとともに、重要な研究開発を新たに実施することが必要であることから、所要の成果を上げた研究開発を終了するとともに、継続課題についても更に効率的に研究開発を実施するための検討を実施。	・セキュリティ分野の研究開発について充実を図ることとし、高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発に係る経費を概算要求(13.0億円)。 ・ネットワークロボット等の新たな研究開発に係る経費を概算要求(9.0億円)。 ・高度な遠隔医療等の実現に資する映像関連技術の研究開発に係る経費を概算要求(9.5億円)。 ・インテリジェント映像技術の研究開発等10件については、所要の成果が得られたことから終了。 ・障害者等の自立・社会参加を支援する情報通信システムの研究開発については、より効果的なスキーム(高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成)へ移行。 ・情報家電のIPv6化に関する研究開発等4件については研究内容について見直し、より一層効率的な研究計画を検討しつつ必要となる経費を概算要求(54.6億円)。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
総務省	高臨場感・双方向のバーチャルリアリティ・システムの研究開発	・複雑な実像を高臨場感の立体映像(3DVR)として再現し、これにアバターを合成した高臨場感体験バーチャルリアリティシステムを構築することにより、高度な疑似体験学習用の教材を効率良く作成することを可能とするとともに、学習者の状況にあわせて提供コンテンツを変える双方向通信により学習者に合った学習環境を提供できるようにする。	・本施策は、知の創造に対しても有効であるとともに、応用範囲も極めて広いことから投資に見合った効果も十分に得られ、効率性を有すると考えられるが、民間でも研究開発が進められている分野であり、国が取り組まなくてはならない理由が弱い。	・「高臨場感・双方向のバーチャルリアリティ・システムの研究開発」に関し、平成16年度予算要求を行わないこととした。	事前評価 予算要求を行わないこととした
法務省	民事法律扶助事業の推進	・民事法律扶助事業の適正な運営によって、資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」の実質的保障を図る。	・援助の各件数は、前年度に比べ大幅に伸びており、他方、自己破産事件を大量一括委託してコストを下げる等、事業の効率の執行のための工夫もなされている。援助すべき事案が適切に選別された結果、大半の事件が被援助者の権利が実現される方向で終結している。償還率も向上している。以上のことから、民事法律扶助事業は適正に実施されたものと評価。	・自己破産事件等の急増に伴い、真に援助を必要とする者が援助を受けられないという事態を招くことのないよう所要の補助金を概算要求(3,991百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	矯正施設における職業教育の充実強化	・受刑者職業訓練の充実強化。	・労働需要が高く、短期間で建造物・土木工事技術等の習得が可能な職業訓練支援コース科の実施庁を1庁増やしたことにより、時代の要請に見合う職業訓練の受講機会を拡大し、一方で、男女共同参画社会や福祉サービスの拡充に向け、女子受刑者を対象にフォークリフト運転科や介護サービス科等の職業訓練を実施し、女子受刑者の職業訓練の充実にも努め、受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。また、資格又は免許の取得人員が前年度を上回り、しかも高い合格率で取得されていることから、受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価。 今後は、引き続き、労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で、就職に有利となる訓練種目の企画立案を行っていくことが必要。	・受刑者の過剰収容傾向が続き、今後もこの傾向が続くものと予想される状況の下、従前から高い合格率での取得が認められる資格・免許に係る職業訓練等の実施に必要な経費を概算要求(143百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	好ましくない外国人の排除	・外国人の不正な入国及び在留の抑止により我が国社会の安全と秩序の維持に貢献。	・総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考え。 また、偽変造文書鑑識専従職員及び偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成14年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、昨年と同程度であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考え。 しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除することが必要。	・不法滞在者対策の推進を図るため、摘発活動、摘発後の収容、送還に係る経費、不法就労キャンペーン及び偽変造文書鑑識機器に係る経費を概算要求(2,758百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
法務省	更生保護活動の推進(「基本目標:保護観察対象者の改善更生を促進する」のうち「達成目標:保護観察対象者の就業を確保する」)	・保護観察対象者の改善更生を促進。	・保護観察終了者に占める無職者の割合が、平成14年度は13年度と比べ上昇していることから、今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討することが必要。 ・平成15年4月1日現在の全国の協力雇用主数は、前年同期と比較して増加しており、広報活動による一定の効果が上がっている一方で、現在の厳しい雇用情勢のもと、被雇用者数は年々減少している。今後とも新規雇用主の確保に努めるとともに、保護観察対象者の雇用促進について既存の協力雇用主に対しても、一層の協力を求めることが必要。	・犯罪や非行をした者に対し、SST等の処遇技法を用いて、対人能力や社会適応能力の向上を目的とした就労指導を実施することとし、特に、資質面・就労経験不足等の問題により、就職に至らない保護観察対象者に対して「就労促進処遇プログラム」を実施し、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について積極的な指導を行うための経費を概算要求(68百万円)。また、協力雇用主を新規に開拓するほか、協力雇用主として必要な知識等を習得するための研修を行うための経費を概算要求(11百万円)。	事後評価 改善・見直し
	オウム真理教対策	・観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにするとともに、観察処分に基づく調査結果を適正に地方公共団体に提供。	・平成12年2月から同15年3月までの間に合計53回、延べ100か所に対して立入検査を実施すると同時に、オウム真理教(以下「教団」という。)から13回の報告徴取を行った。また、地方公共団体からの要請に応じて観察処分により得られた調査結果を提供した実績は、35自治体に対し178件である。観察処分の実施等に基づき、教団の危険な本質は、観察処分決定時と変わらない上、閉鎖的・欺まんの体質を依然として保持しており、今後も教団の活動状況を明らかにしていく必要があると判断し、平成14年12月2日、公安審査委員会に対し、教団に対する観察処分の期間更新を請求し、平成15年1月23日、同委員会から期間更新の決定を得た。上記のとおり、教団は、依然として閉鎖的・欺瞞的な体質を保持しており、組織、活動等の全容を解明するためには、教団に対する調査体制を更に強化することが必要。	・教団に対する動向調査を強化し、教団の実態解明をより一層強化するため、教団枢要施設に対する厳正な立入検査を実施するための経費、教団の全容解明のための調査用機材の整備経費、教団の海外における活動状況を解明するための職員の海外派遣旅費等を概算要求(67百万円)。	事後評価 改善・見直し
外務省	小泉総理の「5つの構想」の具体化(日・ASEAN総合交流基金への拠出及び事業の提案・実施、日・ASEAN学術交流基金への拠出及び事業の提案・実施)	・東アジアにおける各種地域協力の強化。	・平成14年1月の小泉総理のスピーチにおいて表明された日・ASEAN協力のための「5つの構想」(1. 日・ASEAN包括的経済連携構想、2. 日・ASEAN交流年2003、3. 教育・人材分野での協力、4. 「国境を越える問題」を含めた安全保障面での協力、5. 東アジア開発イニシアティブ(IDEA))については、それぞれ具体化する。 ・東アジアにおけるIT協力、ASEAN高校生長期交流プログラム、ASEAN統合イニシアティブ事業形成ワークショップの開催、新規加盟国若手外交官のASEAN事務局での研修等、経済協力、技術移転・投資及び人物交流の促進、新規加盟国支援に関わる様々な事業を実施。 ・日・ASEAN知的対話、森林火災等に関する国際会議等の開催、科学技術分野における官民協力、コンピュータを用いたASEAN職業安全衛生ネットワークの構築等、ASEAN地域の研究及び協力のための諸事業を実施。	・日・ASEAN包括的経済連携に関する経費を概算要求。 ・また、日・ASEAN交流年を記念して行なわれる日・ASEAN特別首脳会議のフォローアップのための経費を概算要求(約70百万円)。 ・全体として減額なるもその重要性にかんがみ継続要求。	事後評価 これまでの取組を引き 続き推進

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
外務省	アフリカのオーナーシップ(自助努力)発揮に対する協力	・開発に関する国際社会とアフリカの間の政策対話の推進を通じ、アフリカ諸国オーナーシップとパートナーシップに基づくアフリカ開発に資する。 ・南南協力の推進により、アフリカ諸国のオーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発を達成する。	・TICAD(東京アフリカ開発会議)Ⅲの開催に向けたTICAD共催者運営委員会、高級事務レベル準備会合の実施を通じ、関係者間の実質的な議論を行い、また、開催地を多様化させることによって、TICADプロセスの存在感を国際社会に示す等有効な準備を行った。関係国、関係国際機関との連携関係の一層の発展は今後の課題。 ・我が国独自の「日本とアフリカの連帯」の実施によりアフリカ諸国への実質的な支援が進められており、また、アフリカ開発に対する国際的な関心を持続させる原動力ともなっている。関係国、関係国際機関との連携関係を一層発展させることが今後の課題。 ・南南協力は、アジアの開発の経験を効果的に活用し途上国の実情にあった開発を効率的に推進するものであり、ネリカ米の開発に見られるような有効な成果も生み出したところ。	・アフリカ地域機関拠出金として概算要求(21百万円)。 ・アンゴラ復興支援会合参加経費として概算要求(6百万円)。 ・コンゴ民主共和国との債務繰延協議として概算要求(2百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	短期青年招へいの実施	・各国において将来各界の指導的立場に就くべき優秀な青年の対日理解増進。	・被招へい者へのアンケートや在外公館からの報告から総合的に判断し、本件招へい事業が、被招へい者の対日理解を促すものであったと評価。	・各国において将来各界の指導的立場に就くべき優秀な青年の対日理解増進のための経費を概算要求(401百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	政策立案過程の透明化	・国民の理解と支持に支えられた戦略的外交を推進するとともに、外交政策の国民への説明責任を果たす体制を構築する。	・外交交渉の経緯などを歴史的視点から文書化し、組織的に記録するオーラルヒストリー事業に着手すると共に、外交史料集『日本外交文書』の編纂を促進。	・「聞き取り記録『外交史談録』作成事業費」として、概算要求(2百万)。 また、「外交文書編纂刊行事務費」として概算要求(12百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	危機管理体制の整備	・危機管理事案発生時に備え、危機管理体制を整備するとともに、日頃から緊急事態への対応に必要な情報収集に万全を期す。	・瀋陽事件を教訓として危機管理体制の更なる充実を図るべく、大臣官房長を危機管理官に発令し、また大臣官房総務課内に危機管理調整室を設置。	・本省の危機管理体制強化のための経費として概算要求(14百万円)。 ・必要性の高い在外公館内におけるオペレーションルームの整備のための経費として概算要求(25百万円)。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	海外における対日理解・対日親近感の醸成および日本国政府の政策への理解増進	・国際社会の中で良好かつ深い対日認識を醸成することにより、我が国の外交政策の展開を容易にする。	・日韓サッカー・ワールド・カップ出場国所在の在外公館におけるインフォメーション・デスクの設置、有名外国人サッカー選手による日本紹介講演会の実施、TVチームの招聘、開催地紹介ビデオによる広報等の事業を実施したことにより、我が国への親近感の増進に大きな効果があった。	・日韓サッカー・ワールド・カップ広報事業は、平成14年度を最後に廃止。	事後評価 改善・見直し
	ラホール高架鉄道建設事業 [パキスタン]	・人口が急激に増加しているラホール市は、車の混雑が年々深刻化しており、同市民の代替交通手段を提供することにより増大する交通事情に対処する。	・1999年12月パキスタン側で本件の実施を当面見送る旨決定された。交換公文取消。	・ラホール高架鉄道建設事業の中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
	第三期首都高速道路建設事業(2)(北部ルート) [タイ]	・バンコクにおける高速道路ネットワーク拡充を支援することにより、既に深刻な状態にあるバンコクの交通渋滞の緩和を図り、バンコクにおける円滑で効率的な物流を実現するとともに、経済成長のボトルネックを解消する。	・タイ側から、円借款借入を中止したいとの要請があった。交換公文取消済(2002年3月)。	・第三期首都高速道路建設事業(2)(北部ルート)の中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止



行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
外務省	小規模企業育成計画 [タイ]	・タイの製造業において、小規模企業は、担保力の不足、政策金融制度の未整備等の理由で、既存の金融機関から融資を受けにくく、必要な投資資金を調達できないのが現状。本事業は、小規模企業育成政策を反映して設立された機関である小規模企業金融公社を通じたソースステップローンにより、地域経済の振興による地域間格差の是正、裾野産業の振興、雇用創出ならびに小規模企業の経営、技術の向上を図らんとするもの。	・タイ側から、円借款借入を中止したいとの要請があった。交換公文取消済(2002年7月)。	・小規模企業育成計画の中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、 休止又は中止
	電気通信網拡充事業 [ケニア]	・ケニア国内でも増大が著しいナイロビおよびモンバサの両地区における電気通信サービス需要の増大に対応する。	・借入側であるケニア郵電公社の民営化が開始されたが、その手続きの大幅な遅延により、借入側の今後の法的地位が確定していないことから、現状では貸付ができない状況。交換公文取消。	・電気通信網拡充事業の中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、 休止又は中止
	湛江市上水道整備事業 [中国]	・広東省湛江市の人口増加および経済発展に伴って増大している地下水揚水を抑制し、同市の需要に応えるもの。	・中国側が既存設備で当面对応可能であると判断し、本事業のために円借款を利用しないことを決定。交換公文取消。	・湛江市上水道整備事業の中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、 休止又は中止
	都市通勤鉄道近代化事業 [南アフリカ共和国]	・比較的低料金の通勤鉄道は、貧困層の都市近郊への通勤手段として需要の急増が見込まれており、南ア政府としても通勤鉄道の整備に高いプライオリティーを置いている。都市近郊の貧困層居住区から工業・商業地区への通勤路線の輸送能力強化と安全性向上を図るもの。	・国内法の改正に伴い、南ア側が本事業のために円借款を利用しないことを決定。交換公文取消。	・都市通勤鉄道近代化事業の中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、 休止又は中止
財務省	国有財産の適正かつ効率的な管理処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	・法定外公共物等の処理。	・機能を喪失した法定外公共物等の事務処理については、売却の申請書を受理してから30日(休日その他の閉庁日を除く。)以内に売却価格を通知するという目標を掲げているが、国民のニーズに応えるため、さらに迅速な事務処理に努める。 ・地方分権推進計画に基づく法定外公共物の譲与については、譲与期限である平成16年度末に向け、関係省と協力し、引き続き譲与促進に取り組む。	・法定外公共物関係経費について概算要求(652百万円)。	事後評価 改善・見直し
	税関手続における利用者の利便性の向上	・電子化の推進。	・平成15年3月に稼働を開始した税関手続申請システム(CuPES)について対象業務を拡大するなど、更なるシステム化の推進、ペーパーレス化を図る。	税関手続申請システムのプログラム作成経費について概算要求(156百万円)。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
財務省	社会悪物品等の密輸阻止	・社会悪物品等の密輸阻止。	・取締体制等の整備及び関係機関との連携等により、社会悪物品等の密輸阻止に一定の成果がみられた。しかしながら、覚せい剤事犯検挙数が依然として高い水準にある等の状況を踏まえ、今後とも、社会悪物品等の密輸を水際で阻止することを最重要課題の一つと位置付け、関係機関等と連携し、積極的な取締りを実施していくことが必要。	社会悪物品等の水際取締りのための経費について概算要求(10,940百万円)。	事後評価 改善・見直し
	税関手続の国際的調和・簡素化	・WTO、WCO等の国際機関、APEC、ASEM等の地域協力の枠組み等における取組を通じた、税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進。	・平成17年のWCO税関データ・モデルの実施に向け、引き続き積極的に取り組む。	WCO税関データ・モデルのための事前作業を実施するための作業経費について概算要求(11百万円)。	事後評価 改善・見直し
文部科学省	ゲノムネットワーク研究の戦略的な推進	・ライフサイエンス研究を戦略的に重点的に推進することにより、革新的な創薬・医療技術及び食料や環境問題への対応のための基盤技術を開発し、ゲノム情報を活用した創薬や個人にあった医療等を実現し、活力ある経済社会の創造に資する。	・ライフサイエンス分野はその成果が医療など直接応用につながることも、また想定される経済規模が極めて大きいことから、国際的な研究開発競争が激化している。このため、限られた資源を最大限有効に活用し、ゲノム情報を活用した研究等の先導的な研究開発を戦略的に推進することが必要。 ・平成16年度においては、解析されたゲノムやタンパク質などの相互作用などを総合的に解析し、創薬等に結びつけるためのネットワーク研究に取り組んでいくことが重要。	・ゲノム機能等の集中的機能解析と個別生命現象の解析の連携により生命機能統合データベースを整備し、標的とした疾患等の原因遺伝子から発現に至るまでに関係する、遺伝子やタンパク質の相互作用を明らかにすることを目的とした「ゲノムネットワーク研究の戦略的推進に係る経費」を概算要求(8,000百万円)。	事後評価 改善・見直し
	専修学校を活用した若者の自立・挑戦の支援	・社会が求める即戦力となる人材の養成のため、専修学校において受け入れられる社会人の数を増加させる。	・専修学校においては、職種に応じた専門的能力を持つ人材やIT社会の即戦力となる人材を育成するため、様々な教育プログラムの開発事業を推進している。昨今の厳しい雇用情勢の中で、離職者が誇りと生きがいをもって再就職に向けてキャリアアップのために学ぶ仕組みを作るなど、社会人により対応した施策を展開するとともに、人々の多様化、高度化した重要な地域ニーズに合致するような学習環境の質的・量的な充実を図る必要性が高まっている。このため、平成15年度以降、専修学校等において、「実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)」を導入し、企業実習と教育・職業訓練の組合せ実施により、専修学校等における社会人の受入れ体制の整備を図る。	・専修学校IT起業家育成推進事業を廃止し、フリーター等が職を獲得する上で必要となる知識・技術に関する教育の提供を目指す、「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業に係る経費を概算要求(514百万円)。	事後評価 改善・見直し
	豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応のための教育相談体制の整備	・全国の公立中学校において、全ての生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。	・「心の専門家」であるスクールカウンセラーの配置を拡充するなど、教育相談体制の充実のための取組を進めているところであり、概ね順調に進捗しているが、引き続き、全国の公立中学校において、すべての生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制の整備を図る必要がある。(なお、これまでの事業の実施により、スクールカウンセラー配置校では暴力行為や不登校の増加が抑制されている。)	・児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、公立中学校の全ての生徒が「心の専門家」であるスクールカウンセラーに相談できる体制を図ることを目標とした「スクールカウンセラー活用事業補助に係る経費」を概算要求(4,845百万円)。	事後評価 改善・見直し
	次世代超音速機技術の研究開発の推進	・移動時間短縮に貢献する次世代超音速機の実現を目指して平成18年度までに、最適機体形状設計技術を確立する。	・ロケット実験機(平成15年度中に飛行実験を完了予定)及びジェット実験機の2つの飛行実験計画から成る「次世代超音速機技術の研究開発」が平成9年度より推進されてきたが、超音速輸送機開発の世界的な動向が大きく変化したことから、第2段階のジェット実験機については当面の作業着手を見合わせ、2年程度かけて飛行実証の対象やコスト等も含め、飛行実験計画を見直すこととし、その間、作業に着手しない。	・次世代超音速機技術の研究開発については、評価結果を踏まえ、要素技術研究に規模を縮小することとし、関係経費を概算要求(442百万円)。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
文部科学省	法科大学院制度の立ち上げ準備	内閣司法制度改革審議会意見書を踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設置し、平成16年4月に学生受入れをするために、調査研究を行い、制度の構築に寄与する。	・本調査研究等は、基準の策定等に係る作業を円滑にし、制度の構築に資するなど平成16年4月の学生受入れの実現に向けて寄与したところであり、また、法科大学院の設置を予定している大学に対してもその設置準備を円滑に行うための参考として大きな役割を果たした。	・法科大学院制度のスタートアップに係る教育内容・方法等及び入学選抜の実施方法等についての調査研究等を廃止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
	「日本映画・映像」振興プランの推進	・映画製作や作品等の顕彰等によって日本映画の振興を図る。	・映画はメディア芸術の中でも、国民の多くに支持され親しまれている総合芸術であり、海外に日本文化を発信する上でも極めて効果的な映像媒体である。しかしながら、我が国においては、日本映画の製作本数、鑑賞者数とともに最盛期に比較して大きく減少し、日本映画は危機に瀕している。 ・平成15年4月に開催された「映画振興に関する懇談会」の提言「これからの日本映画の振興について」においては、映画の具体的な振興方策が示され、また、先般知的財産戦略本部がまとめた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」においても、コンテンツビジネスの飛躍的拡大のために国が様々な施策を行うことが盛り込まれている。これらの施策を通じ、映画業界が自立的な創造サイクルの確立を果せるよう、国が映画の振興を図っていくことが求められている。	・映画製作への支援、作品等の顕彰、映画撮影等の環境整備等により日本映画の振興を図ることを目的とした『「日本映画・映像」振興プランに係る経費』を概算要求(3,817百万円)。	事前評価
厚生労働省	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること  ※ 評価の単位は、右記「評価対象政策の目的・目標」欄の施策目標である。	・適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。	・近年の経済の低迷、少子高齢化の進展等により、医療保険財政は大変厳しい状況にあるが、財政窮迫健康保険組合に対する健全化計画策定の指導や、国民健康保険での保険料口座振替の奨励等といった各種の取組が効果を上げているところであり、平成14年度としては目標をほぼ達成したと考えられる。	・「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定による基本方針」に規定された事項等について検討するとともに、「保健医療分野におけるグランドデザイン」に掲げた目標等を達成するために更なる施策を実施するための経費を概算要求。	事後評価 改善・見直し
	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること  ※ 評価の単位は、右記「評価対象政策の目的・目標」欄の施策目標である。	・国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること。	・これまで講じてきた啓発活動に一定の効果がみられるものの、現状の未成年者及び中・高校生への覚せい剤事犯検挙人員は依然として高水準で推移しており、また、薬物の入手可能性等の社会環境は改善されておらず、今後とも青少年に対する啓発活動を推進し、薬物乱用を未然に防止していくことが必要。	・児童生徒に対する啓発の充実とともに、青少年薬物乱用防止普及対策事業の新設により、未成年労働者等、児童生徒以外の有職・無職少年への啓発活動の推進を図っていくための経費を概算要求(14百万円)。	事後評価 改善・見直し
	国際協力の促進により国際社会へ貢献すること  ※ 評価の単位は、右記「評価対象政策の目的・目標」欄の施策目標である。	・福祉医療、労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること。	・研修生の受入、各種セミナー等の開催の他、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献し、アジア・太平洋地域開発途上国における人材開発・育成に対し、各国からの高い評価を得ているところであることから、施策目標の達成に向け進展していると考えられる。	・アジア地域において、未だ自立的に持続可能な開発ができずにいる国々に対する研修事業等について、対象国の優先順位を見直し、さらに重点分野を特定する等の絞込みを行いつつ、引き続き途上国における中央政府の機能強化や人材育成をなお一層支援していくための経費を概算要求(1,055百万円)。	事後評価 改善・見直し
	「再就職プランナー」による早期再就職支援の強化	・常用就職を希望する35歳から59歳の扶養家族のいる世帯主であって、非自発的理由により離職した新規求職者(雇用保険受給者に限る。)又は自営廃業者を対象に、予約相談による希望条件等の把握、再就職に向けた求職活動の計画(「就職実現プラン」)の策定、電話、電子メールも活用した情報提供、相談等を実施する。	・本事業は、再就職プランナー(仮称)を配置し、35歳から59歳の扶養家族のいる世帯主であって非自発的理由により失業した求職者に対して、自己の能力・適性と労働市場の現状等を十分認識させ、計画的・効果的に就職活動を行えるよう、求職活動計画(就職実現プラン(仮称))を個人ごとに作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施するものである。本事業の実施により、早期再就職の実現が可能になるものであり、現下の厳しい雇用失業情勢を改善するために必要。	・評価結果を踏まえ、再就職プランナーによる早期再就職支援に係る経費を概算要求(1,626百万円)。	事前評価

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
厚生労働省	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進	・賃金不払残業については、労働基準法に違反するものであり、また、現下の厳しい経済情勢の下で、社会的に問題が顕在化していることから、より適切な対策を講じ、賃金不払残業の解消と法定労働条件の確保を図る。	・賃金不払残業は、現下の厳しい経済情勢の下で、社会的に問題が顕在化しており、より適切な対策を講じ、賃金不払残業の解消と法定労働条件の確保を図ることが重要な課題となっている中で、事業主等が自主的に法定労働条件を遵守できる基盤作りの促進、賃金不払残業の解消に向けた周知・啓発活動等の実施、労使関係者の意識の把握により、賃金不払残業の解消と法定労働条件の確保が図られ有効。	・評価結果を踏まえ、賃金不払残業の解消に向けた取組の推進に係る経費を概算要求(155百万円)。	事前評価
農林水産省	都市と農村の交流	・グリーン・ツーリズム(農村滞在型余暇活動)人口:1,040万人～1,200万人 ・市民農園の整備促進:157,000区画	・いずれも前年度に比べ達成度が低下し、特にグリーン・ツーリズム人口は受入側の情報発信や受入体制の整備が十分でないことによりここ3か年同水準に留まり、達成状況は不十分。農家民宿の開業に当たっての旅業法に基づく営業許可を得るための増改築等初期投資の負担が大きいこと等から、開業を困難にしているとの指摘。 ・情報の受発信機能の強化、起業化支援、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備などに加え、構造改革特区等の活用が必要。	・観光立村推進事業(概算要求:250百万円) 観光立国の実現に向け、グリーン・ツーリズムなどの施策と連携して、我が国農山漁村の魅力の発信、観光ガイド等の人材の育成や体験交流のモデル的取組による地域ぐるみでの観光客の受入体制の整備を図る。 ・ファームトレイルモデル推進事業(概算要求:9百万円) 農や自然を愉しめる場としても農村地域の受入体制を充実させるため、農業生産の現場や農村の自然の中を歩き、農業や農村のもつ多面的な機能を都市住民などが体験したり、触れたり、味わったりできるファームトレイル(農を愉しむ道)をモデル的に設定し、全国的な展開方法を検討する。	事後評価 改善・見直し
	食品安全性確保対策	・食料消費に悪影響を及ぼすような重大な食品安全問題を発生させないこと。発生した場合には、リスクコミュニケーションの強化等適切な対応が図られること ・食品製造業におけるHACCP(危害分析重要管理点)等導入率:(例)従業員5人以上の食品製造業のHACCP等導入率:6.8% ・従業員50人以上の食品製造業の危機管理マニュアルの整備率:90%	・未承認の添加物使用、輸入野菜の残留農薬、無登録農薬等の問題が発生。目標値について達成度の判断基準である家計調査によると関連食品の購入数量等には特段の影響は見られず、達成ランク「A」となるものの、これらの問題が発生し、食品安全に対する国民の信頼が損なわれている現状を踏まえれば、政策分野のアウトカムは達成されていないと考えられ、現在の判断基準のみの評価では不十分。 ・リスク管理部門としての消費・安全局を機能的に運営するとともに、「食の安全・安心大綱」に基づき、「農場から食卓まで」の一環した食品の安全性確保体制を構築する必要。	・水産物安全・安心推進強化事業(概算要求:203百万円) 水産加工場におけるHACCP導入を加速するため、新たに加工場の衛生管理水準の評価、HACCP専門家の育成を図る。 ・乳業再編整備等対策事業交付金(概算要求:2,000百万円) 高度な衛生管理水準を備えた乳業工場への生産の一層の集約化を図るため、新たにHACCP手法を導入した乳製品工場の新増設・再編を推進する。 ・有害物質リスク管理等委託事業(概算要求:200百万円) 汚染物質に関する調査の効率的な実施を図る観点から、農産物等有害物質総合調査委託事業と畜産物等有害物質総合調査委託事業を統合するとともに、ハザード(ヒ素、水銀、ベンツピレン等)による汚染実態の把握が十分行われていない品目を重点的に調査し、食の安全・安心の確保を図る。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
農林水産省	大豆の安定生産対策	・交付金対象大豆における契約栽培数量:2.1万トン ・大豆生産量:19.7万トン	・生産目標は、22年度目標値をも達成したものの、品質向上等の課題の解決が図られないまま生産量が急増しているため、これらの課題の早急な解決に向けて、生産量に着目した施策の転換を図る必要。 ・中期的な生産ガイドラインの策定、契約栽培の在り方の見直し、優良品種の普及の取組等により、需要に即した高品質大豆の安定的な生産を推進するとともに、品目別助成の対象を生産者と実需者が確実に結びついた生産や担い手に集中化していくことが必要。	・生産振興総合対策事業のうち農業生産総合対策事業(概算要求:12,420百万円の内数) 実需者の求める大豆の安定供給体制の確保を図るため、都道府県レベルでの、実需者と一体となった新品種の加工特性等の評価、安定的な栽培技術の確立等を行うとともに、有望な新品種の早急な普及を促進し、契約栽培への取組を推進する。	事後評価 改善・見直し
	家畜排せつ物の管理・利用	・野積み・素掘り等の家畜排せつ物の不適切な管理の解消: 5,955戸	・BSEの影響等により施設整備への投資が控えられたことから、2年連続達成度が低下し達成状況は不十分。 ・目標年度である平成16年度までに残る約50%の施設整備目標を達成するため、現段階での全国状況等を把握し、その結果を踏まえ施策の見直しが必要。	・バイオマス利活用フロンティア整備事業(概算要求:10,135百万円の内数) バイオマス利活用を推進するため、関連するハード事業を統合した上で、家畜排せつ物法の管理基準の適用猶予期限が迫っていることから、未整備農家に対して計画的かつ緊急的な施設整備を促進するため、予算額を増額し、家畜排せつ物等の有機性資源の処理利用を進めるための施設整備を重点的に実施する。 ・資源リサイクル畜産環境整備事業(概算要求:8,986百万円) 家畜排せつ物の還元可能性を大幅に上回っている畜産高密度地域において、焼却処理により灰を肥料化し、燃焼熱を利用して発電することによる減容化を図る施設を補助対象に追加する。	事後評価 改善・見直し
	木材利用の推進と木材産業の健全な発展	・木材の利用量:20,270千m <sup>3</sup> ・製材業の生産性:398m <sup>3</sup> /人年	・新設住宅着工戸数の減少等に起因した需要低迷により、達成状況は著しく低い水準。 ・需要者のニーズに対応できる国産材の新たな流通・加工システムの整備を進めるほか、公共施設への利用や木質バイオマスのエネルギー利用など新たな需要の開拓を図ることが必要。	・木材の新しい流通・加工システムモデル整備事業(概算要求:2,100百万円) 地域材を使用して大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品である集成材や合板等を安定的に供給する新たな地域材流通・加工システムを構築するため、ギャングソー(集成材生産に必要な丸鋸)の導入、原木市場で強度や含水率、形状等による用途別の高度な選別を実施するための強度測定機械の導入・製材工場へ素材を直送するための山元土場の整備等の施設整備をモデル的に実施する。 ・森林バイオマス総合利活用実証モデル整備事業(概算要求:780百万円) 木質バイオマスのエネルギー利用を含めた総合的な利活用システムを新たに構築するため、地域が一体となって取り組む森林バイオマスによる熱電供給やアルコール製造、木質新素材の製造等を推進するために必要な実証プラントをモデル的に整備する。 ・地域材利用促進のための新たな技術開発事業(概算要求:51百万円) 新たな地域材利用を促進するため、スギ等針葉樹資源の合板分野への利用促進技術、コンクリートが用いられているビル屋上等への木質資材利用技術等を開発する。 この他に、政策手段であるG8森林違法伐採対策支援事業の廃止及び木材需給情報交流等促進事業のメニューの一部を廃止する。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
農林水産省	認定農業者等意欲ある農業者の育成	・経営改善計画の認定数:19.8万経営体	・達成状況は順調であるものの、認定農業者のうち4人に1人が制度の支援措置を利用していないこと、土地確保や販売上の問題等により経営規模拡大や農業所得に係る経営改善計画が達成できないとする者が5割に及んでいること等が問題。 ・認定農業者の経営改善計画の達成に重点を置いた普及・啓発、施策展開に努めるとともに、地域水田農業ビジョンにおいて、地域の水田農業の担い手を明確化するとともに、地域において水田農業を中心的に担っている農業者が認定されるよう、認定農業者制度の運用の見直し・改善が必要。	・経営構造対策事業(概算要求:20,000百万円)事業コストの抑制や農業経営に効果のある施設利用の促進など、事業の有効性・効率性の改善を図るとともに、担い手への施策の集中化・重点化を図りつつ、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、特定農業団体等の育成・確保及び農業生産法人の多様な経営展開等のための支援強化等の見直しを実施する。	事後評価 改善・見直し
経済産業省	新事業創出・創業促進施策	・平成18年までの5年間で新規開業数を倍増させる。	・「開業創業倍増プログラム」の実現・達成を目指し、関連施策に積極的に取り組んでいくことが必要不可欠。	・地域新事業創出支援事業、起業家輩出支援事業等に係る経費を概算要求。	事前評価
	円滑な産業人材供給のための人材環境整備	・高度な能力・スキルを持つ高度専門人材の育成環境の整備及び若年者失業者等の増加傾向の転換。	・政策の連携強化、地域の自主性と多様性の尊重、民間活力の積極的な活用を前提とした人材対策への政策資源の重点投入が必要。	・若年者のためのワンストップセンターの整備、高度専門人材の育成等に係る経費を概算要求。	事前評価
	電子経済産業省の実現	・世界最高水準の電子政府を構成する電子経済産業省の実現。	・国民にとって利用しやすい政府の実現、政府調達等の効率化の観点から、政府の効率性向上や国民・企業の経済活動の活性化に有効。	・関連事業の統一的要求等、概算要求に反映。	事前評価
	新エネルギー設備・機器の導入支援	・石油代替エネルギーの供給目標を達成するため、平成22年度までに原油換算1,910万klを達成する。	・新エネルギーの利用・普及のために必要な設備・機器で「公共財」としても価値が認められるものについて、市場の健全な育成を阻まない範囲で、経済性の制約の除去をも視野に入れた措置が必要。	・地域新エネルギー導入促進対策事業、新エネルギー事業者支援対策費補助事業等に係る経費を概算要求。	事前評価
	地球環境問題への対策の推進	・2008年～2012年(京都議定書の第1約束期間)において基準年比▲6%の温室効果ガス削減の達成。	・温暖化問題を始めとする地球環境問題の解決に当たっては、国が主体となってあらゆる政策手段を動員し環境問題の解決と経済発展の同時達成に向け取り組むことが必要不可欠。	・京都メカニズム推進基盤整備事業、CO <sub>2</sub> 削減等地球環境産業技術研究開発事業等に係る経費を概算要求。	事前評価
国土交通省	大都市圏における訪日外国人旅行容易化事業の推進	・外国人旅行環境を整備し、国際観光の振興を図る。	・本政策は、外国人旅行者の増加を図るためのものであり、国内の交通機関及び観光施設の利便性を高めることの必要性和、訪日外国人の増加、産業・雇用の確保・拡大に向けての効率性・有効性が、いずれも認められる。	・外国人旅行環境を整備し、国際観光の振興を図るための経費を概算要求(243百万円)。	事前評価
	効率的な緑とオープンスペースの確保施策の拡充	・緑豊かで快適な都市環境の形成を図る。	・本政策は、自然環境の喪失、居住環境の悪化等に対処する必要性と、総合的な取り組みであるという効率性・有効性が、いずれも認められる。	・緑豊かで快適な都市環境の形成を図るための経費を概算要求(112,431百万円の内数)。	事前評価

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
国土交通省	地域のニーズに対応した住宅市街地整備の総合的な支援の推進	・既成市街地において、都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対処するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	・本政策は、快適な居住環境や職住近接を実現する上での必要性和、早期の住宅宅地供給と重点的な基盤整備を行う上での効率性・有効性が、いずれも認められる。	・既成市街地において、都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対処するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行うための経費を概算要求(132,263百万円)。	事前評価
	ダム事業(直轄・公団事業) [評価手続中 8件]		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時の可能性の視点により評価し、継続26件、中止2件が妥当との結果を得た。	平成16年度予算概算要求に反映した。 ・継続 26件 ・中止 2件	事後評価 これまでの取組を引き続き推進 評価対象政策の廃止、休止又は中止
	ダム事業(補助事業等) [評価手続中 34件]		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時の可能性の視点により評価し、継続11件、中止1件が妥当との結果を得た。	平成16年度予算概算要求に反映した。 ・継続 11件 ・中止 1件	
	土地区画整理事業		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時の可能性の視点により評価し、中止1件が妥当との結果を得た。	平成16年度予算概算要求に反映した。 ・中止 1件	
	航空路整備事業		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時の可能性の視点により評価し、継続1件が妥当との結果を得た。	平成16年度予算概算要求に反映した。 ・継続 1件	
環境省	経済活動における環境配慮の徹底	・経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。	・環境配慮の徹底に効果を上げている税制措置について引き続き実施するとともに、温暖化対策税について更なる検討を継続することが必要。 ・また、環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム(エコアクション21)に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しており、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与していると考えられ一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証制度の確立・運営の実施を含め、事業全体の拡充を図ることが必要。	・環境経営促進のための社会・市場評価基盤整備事業について、事業者の環境経営を促進するための社会基盤を整備するため新たに環境報告書の第三者認証制度の整備・構築、環境面を重視した社会的責任投資等の金融のグリーン化の促進等を実施するための経費を概算要求(157百万円)。 ・エコアクション21第三者認証推進事業について、中小事業者における環境への取組を促進するため、新たに環境活動評価プログラム(エコアクション21)に係る認証制度の整備・構築を実施するための経費を概算要求(40百万円)。	事後評価 改善・見直し
	環境教育・環境学習の推進	・国民、事業者、民間団体等各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進。	・各事務事業は一定の成果を上げてはいるが、各主体に対する環境教育の担い手となる人材の育成や情報提供の仕組みを開発する環境カウンセラー制度などの更なる推進が必要。	・環境カウンセラー活用推進事業について、環境カウンセラー制度の更なる推進のため、広報の拡充や環境カウンセラー活用推進に取り組むこととし、また、環境保全活動・環境教育推進法を受けて、人材認定等事業の登録業務を円滑に実施するために、登録データベースの構築等を図るとともに環境教育の指導者育成を引き続き実施するための経費を概算要求(58百万円)。	事後評価 改善・見直し
	地球温暖化対策	・2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)。	・温室効果ガスの排出量は、2000年度で基準年比約8%増加しており、我が国が京都議定書の6%削減約束を達成するには、基準年総排出量の14%分の追加対策が必要であり、増加が続いている運輸・民生部門における二酸化炭素排出量の抑制対策を中心に、なお一層の排出削減に向けた取組を推進。	・平成15年10月から、石油特別会計を活用して、民生・運輸部門を中心としたエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出抑制対策を実施する予定であるが、これを拡充するとともに、温暖化防止のまちづくりや、温暖化対策ビジネス振興等を推進するための新事業に係る経費を概算要求(2,200百万円)。	事後評価 改善・見直し

行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
環境省	自動車排ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染の状況は、改善傾向にあるが、依然として二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率は低い水準にとどまっていることから、自動車排出ガスについては、今後も総合的な対策の充実、強化及びその着実な推進が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費について、自動車排出NOx、PM総量削減対策を強力に推進し、環境基準の達成を確実にするため、使用過程車対策などの拡充を図るとともに、新たに都市と交通と環境の統括に向けた政策高度化調査、局地における大気汚染改善事業に取り組むための経費を概算要求(504百万円)。</li> <li>石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、低公害(代エネ・省エネ)車普及推進費について、地域における低公害車導入のための補助金に係る経費を概算要求(600百万円)。</li> <li>自動車公害防止対策費の一部について、自動車排出ガス対策の基礎となる自動車単体対策を着実に推進するための経費を概算要求(189百万円)。</li> </ul>	事後評価 改善・見直し
	流域の視点から見た水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持するとともに、健全な水循環を確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全上健全な水循環の確保に向けた調査・検討を進めているが、今後更に幅広い観点からの取組を推進していくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境の健全性指標検討調査について、健全な水環境の確保のため、新たに水環境の健全性指標の検討調査に取り組むための経費について概算要求(50百万円)。</li> <li>水環境保全活動の普及支援事業について、地方自治体との連携や地域住民及びNGO等様々な主体の参加を促進することを目的とした事業に係る経費を概算要求(44百万円)。</li> <li>健全な水循環・環境用水確保方策等検討調査について、水質や水辺地の保全の観点からの水量の確保といった複数の要素を考慮した施策に取組を広げるための経費を概算要求(50百万円)。</li> <li>地域の健全な水循環の確保及び保全支援調査費について、水循環施策に関する各地の取組事例の収集・分析及び検討結果等の提供を通じて各地域における具体的施策の実施・活性化を支援するための経費を概算要求(30百万円)。</li> <li>健全な水循環の構築に向けた地下水管理手法調査について、水循環の構成要素である地下水についてその循環機構の解明に向けた調査に取り組むための経費を概算要求(80百万円)。</li> </ul>	事後評価 改善・見直し
	循環型社会の形成の推進のための基本措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会の形成の推進のために循環基本計画の数値目標の達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年3月に閣議決定した循環型社会形成推進基本計画に基づき、各主体の適切な役割分担の下、地域における取組支援など各種施策の着実な実施や、国際的なマテリアル・フロー会計の検討等を行っていくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環基本計画に係る物質フロー会計の拡充と国際的展開について、循環型社会形成推進基本計画において示された物質フロー会計の国際的な比較検討のため、新たに国際的な物質フロー会計の検討等に取り組むために必要な経費を概算要求(41百万円)。</li> <li>エコ・コミュニティ事業経費について、地域における取組を促進するための経費について概算要求(330百万円)。</li> <li>循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費について、循環型社会形成推進基本計画の策定を受けて、平成15年度から計画の目標の達成度の検証等のフォローアップに係る経費を概算要求(37百万円)。</li> </ul>	事後評価 改善・見直し



(2) 機構・定員要求に反映したもの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
公正取引委員会	平成14年度における景品表示法違反行為に対する措置	・商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処。	・排除命令は違反行為を行っていた事業者に対する違反行為の排除効果のみならず、業界全体に対する抑止効果を持つことが認められる。 ・我が国経済社会の構造改革が進められ、競争政策の重要性が高まっている中、国民の適切な商品選択に資するため、積極的かつ迅速に違反行為を排除していく必要がある。しかしながら、複雑かつ巧妙化する景品表示法違反事件の処理にあつては、調査日数が長期化する傾向にあり、依然として当該部門の人員は不足しているのが実情。	・景品表示監視に係る機構・定員を要求(機構要求: 上席景品表示監視官、増員要求:6人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	平成14年度における独占禁止法違反行為に対する措置	・独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して、厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進。	・複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うためには、より多くの人員を投入して立入検査等を行う必要があるほか、数多くの情報を分析して違反行為の発見に結びつけていくためには、端緒処理部門の強化が不可欠であり、また、数多く寄せられる小売業における不当販売に係る申告に適切かつ迅速に対応するには、公正取引委員会の地方事務所を中心とした審査体制の整備・充実が望まれるなど、公正取引委員会の審査部門全体にわたる定員の増加が今後も引き続き必要。	・審査部門の定員を要求(増員要求:30人)。	事後評価 定員要求へ反映
	平成13年度における独占禁止法違反行為に対する措置	・独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進。	・最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件及び自動車検査用機械器具をめぐり入札談合事件において、コストについて限定的な期間で試算しても、それぞれ63百万円、483百万円の経済的効果を数千万円のコストで実現しており、当委員会による独占禁止法違反行為の排除は、費用対効果の面において優れたものであると評価。		
防衛庁	統合無線機の研究	・統合運用及び各自衛隊の情報伝達機能の充実・強化。	・本事業は、ソフトウェアの入れ替えにより、容易に各自衛隊の各種無線機との通信を可能とする無線機に関する研究を行うものである。本事業は、統合運用及び各自衛隊の情報伝達機能の充実・強化に資するものと評価。	・先進技術を活用して、一元的に研究開発を実施することにより、装備品等の高性能化・連接化を確保し、もって統合運用に資するための機構要求(機構要求: 技術開発官、増員要求:18人)。 ・将来統合無線機構成要素の研究試作を担当するための定員を要求(増員要求:7人)。	事前評価 機構・定員要求へ反映
	秘密保全体制	・秘密漏えい事案の再発防止を図り、防衛庁・自衛隊の所掌事務の円滑・効果的な遂行に遺漏なきを期する。	・平成12年に発生した秘密漏えい事案の再発防止のため取られた各施策は、情報の流れを考慮した包括的なものとなっており、秘密保全体制の充実と評価。しかしながら、秘密保全については制度を構築すれば十分といえるものではなく、保全検査の厳格な実施によりチェック体制の充実を図るとともに、関係職員の教育も遺漏なく実施していくことが重要である。また、防衛秘密制度については、防衛庁職員のみならず防衛秘密を取り扱う部外関係者の保全意識も重要であるため、同制度の周知を常に心がけていくことが必要。	・企業等における秘密保全体制の強化を図るため、契約相手方企業等に対して秘密保全に関する指導強化及び不定期の秘密保全検査を実施するための定員を要求(増員要求:4人) ・漏えいに関する罰則が強化された防衛秘密を防衛庁以外の組織が取り扱う場合の協議・指導及び保全教育を担当する定員を要求(増員要求:5人)。	事後評価 定員要求へ反映
	弾道ミサイル防衛(BMD)システム	・大量破壊兵器等の拡散状況を踏まえ、我が国国民の生命・財産を守るため、弾道ミサイル攻撃への対処能力を確保する。	・本事業は、弾道ミサイル攻撃への対処能力を確保するため、イージス艦、ペトリオットシステム、パージシステムの改修等を行うものである。本事業は、我が国が直面する弾道ミサイルの脅威に対する現時点で代替性のない有効な防衛手段であり、我が国の防衛上、必要なものと評価。	・BMDの推進に当たり、BMDをめぐり政策上の諸課題に対する措置を適切に講じる体制を強化するための定員を要求(増員要求16人)。	事前評価 定員要求へ反映
	生物兵器対処技術の研究	・生物兵器対処に関する技術資料を得る。	・本事業は、生物剤の迅速かつ正確な検知・同定を可能とする生物剤検知・同定技術の研究を行うものである。また、化学剤等を含め対処できる個人防護装備に関する研究も併せて行うものである。本事業は、我が国における生物剤の検知・同定に関する技術基盤構築に資するとともに個人防護装備の向上に資するものと評価。	・平成16年度から開始される生物剤検知技術の研究試作による検知技術の確立のための定員を要求(増員要求:2人)。	事前評価 定員要求へ反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
金融庁	公認会計士監査制度の整備・改善	・金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査制度の充実強化等のための諸施策を実施。	・政策の達成に向けて成果が上がっており、政令、内閣府令の改正等の作業など今後もこれまでの取組を進めていくことが必要。 ・「公認会計士法の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備、公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の円滑な実施に向けた、政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに平成16年度の予算・機構定員要求を行うことが必要。	・公認会計士試験制度の見直しや監査法人等に対する監督の強化等のための機構・定員を要求(機構要求:公認会計士・監査審査会事務局等、増員要求:70人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保	・証券市場の構造が急速に変貌し、取引の内容や仕組みが複雑化、多様化していることに対応し、証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保といった観点から、厳正かつ的確な市場監視及び証券会社等検査を実施。 ・犯則の疑いがあるものに対しては徹底した調査を行い、取引の公正を害する行為が認められた場合には厳正に対処。 ・検査基本計画に従い検査を実施することに加え、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対し、適宜、機動的な検査を実施。 ・自主規制機関との連携を図り、株式市場に対する監視活動を通じて特定銘柄における株価の急騰・急落及び、重要事実の発表等に際し、不正が行われていないかを厳正かつ的確に審査。	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、証券市場を取巻く環境の変化に的確に対応し、投資者の証券市場に対する信頼を確保するため、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取組の充実や改善等を行う必要がある。 ・監視委員会としては、更に、必要な人員の確保を含む監視体制の充実・強化を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していくことが不可欠。	・市場監視体制の充実強化を図るための機構・定員を要求(機構要求:総務検査課審査室等、増員要求:45人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	厳正で実効性のある検査の実施	・平成14年検査事務年度基本方針及び基本計画に基づき、主要行グループに対する通年・専担検査の導入や、企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。	・政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査を実施していくことが必要。	・システムリスク等高度に専門性の高い検査・審査業務を的確に実施するための機構・定員を要求(機構要求:統括検査官等、増員要求:20人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	検査マニュアルの整備・公表	・公正で透明性の高い検査のための制度整備として、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備。	・金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備・公表については、計画どおり所期の目的が達成された。その他にも、金融再生プログラムの策定や法令等の改定に関連して検査マニュアル等を整備。 今後は、整備された検査マニュアル等を適切に活用することで、各金融機関や持株会社に関し、実態に即した的確な検査を実施し、同マニュアルの趣旨を浸透させることが必要。 また、今後とも、検査マニュアル等は、金融環境の変化等の時代の変化に適切に対応して整備を図っていくことが必要。	・検査マニュアル等の策定・改訂、中小企業融資に対するきめ細かく的確な対応及び新たな課題に対応した「検査の質の向上」のための機構・定員を要求(機構要求:管理指導課、増員要求:15人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
金融庁	マネー・ロンダリング及びテロ資金対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が開始されることを目標に、平成15年1月の施行に向け「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の目的と内容についての理解が得られるよう国民への広報活動を実施。</li> <li>金融機関から、より質の高い届出情報が届出られるように金融機関に働きかける。</li> <li>法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連携を強化。</li> <li>また、国際的なマネー・ロンダリング及びテロ資金の監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策の達成に向け成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報をより多く得て、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結び付けるとともに、国際的な協力体制を推進するため、引き続きこれまでの取組を進めていくことが必要。</li> <li>金融庁の整理・分析能力の強化のためには、16年度予算において、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるための開発経費が必要であり、分析業務を担当する職員の増員も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疑わしい取引の届出に関する情報を整理・分析するための定員を要求(増員要求:1人)。</li> </ul>	事後評価 定員要求へ反映
総務省	情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信機器の安全・信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境を整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信利用の適正化のための苦情相談等を効果的に実施するためには、本省において消費者支援のための施策の実施体制の強化及び地方総合通信局との役割分担の見直しが必要。</li> <li>情報セキュリティ対策については、喫緊の課題であることから、一層の推進(事務の高度化及び増加への対応)が必要。</li> <li>通信端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する調査研究については、規制緩和後の事後措置が必要とされていることから、一層の推進(事務量の増加への対応)が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方総合通信局における消費者行政の充実を図るため、利用者保護のルールの適正な運用の確保に係る業務を担当する定員を要求(増員要求:4人)。</li> <li>情報セキュリティ対策の一層の推進を図るための機構を要求(機構要求:情報セキュリティ対策室)。</li> <li>基準認証制度に係る業務を担当する定員を要求(増員要求:1人)。</li> </ul>	事後評価 機構・定員要求へ反映
	電気通信事業における公正競争の促進及び利用者利益の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場の変化に柔軟に対応し、電気通信事業における更なる公正競争を促進するための環境を整備することにより、利用者利益の増進を実現。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正電気通信事業法では、事前規制を大幅に緩和する一方、業務改善命令等事後規制に係る規定を拡充・明確化し、事後規制を適切に執行していくことによって利用者利益の保護を確保することを企図しているところであるが、業務改善命令等の事後規制を実際に発出するためには、電気通信事業者による業務の実態や市場の競争状況に関して、情報を収集・整理し、分析・評価する定期的なモニタリングを行うことが不可欠であり、そのための人員の確保が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務改善命令等の事後規制を適切に執行するための市場評価に係る機構・定員を要求(機構要求:市場評価企画官、増員要求:1人)。</li> <li>新たな電気通信料金制度の検討のための定員を要求(増員要求:1人)。</li> </ul>	事後評価 機構・定員要求へ反映
	消防の対応力(防災力)の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災による被害の軽減及び大規模災害等による被害の軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の有事に係る国民保護に重要な役割を果たす都道府県・市町村との連絡調整等の強化のため、消防庁の組織・定員の拡充が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事に係る国民保護への対応に係る機構・定員を要求(機構要求:国民保護課・国民保護運用室、増員要求:9人等)。</li> </ul>	事後評価 機構・定員要求へ反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
総務省	分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権の進展に伴う地方公共団体の効率的かつ適切な行政運営に資するため、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)に基づき、地方公務員制度を改革。</li> <li>公益法人等派遣法の円滑な施行の推進。</li> <li>任期付研究員制度の活用 の推進。</li> <li>一般任期付採用法の円滑な施行の推進。</li> <li>新たな再任用制度の円滑な運用の推進。</li> <li>地方公務員共済年金制度と国家公務員共済組合年金制度の財政単位の一元化。</li> <li>特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づく地方公務員災害補償基金の組織形態の見直し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の体制では、地方公務員制度改革等への対応が困難であり、体制の強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員制度改革大綱に基づく改革スケジュールに的確に対応するための機構を要求(機構要求:企画官)。</li> </ul>	事後評価 機構要求へ反映
	各府省における行政情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の電子的提供、行政手続のオンライン化、ペーパーレス化等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子政府の総合窓口システムによる情報提供の案内機能の整備やワンストップサービスの実現にかかわる企画・立案、関係機関との連絡調整を的確に実施することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政ポータルサイト(電子政府の総合窓口、各府省のホームページ)の情報内容(コンテンツ)、画面設計(デザイン)に関する基準の策定、総合的なワンストップサービスの実現に向けた企画・立案、電子政府利用支援センター(仮称)の構築・運用に関する企画・立案、関係機関との連絡・調整等を行うための定員を要求(増員要求:1人)。</li> </ul>	事後評価 定員要求へ反映
法務省	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施(「基本目標:内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保にかかわる情報の政府機関への適切な提供に努める」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保にかかわる情報の政府機関への適切な提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮や国際テロ調査の分野に職員を重点的に配置するなど、可能な限り効率的な調査体制を敷き、関連情報の収集・分析に努め、内閣総理大臣を始め、政府・関係機関に対する情報提供の迅速・適時性を確保できた。しかし、北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量ともに一層充実させることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝鮮総聯・北朝鮮調査の充実強化のための定員を要求(増員要求:21人)。</li> </ul>	事後評価 定員要求へ反映
	好ましくない外国人の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の不正な入国及び在留の抑止により我が国社会の安全と秩序の維持に貢献。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考え。</li> <li>また、偽変造文書鑑識専従職員及び偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成14年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、昨年と同程度であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考え。</li> <li>しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退去強制手続業務の充実・強化を図るための定員を要求(増員要求:98人)。</li> </ul>	事後評価 定員要求へ反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
法務省	外国法事務弁護士の在り方についての検討	・渉外的法律事務の安定。	・平成14年度の外国法事務弁護士の登録者数は前年度に引き続き増加し、渉外的法律事務サービスの供給が安定した状態を維持できた。今後も、社会、経済活動の国際化に伴い、外国法事務弁護士に対するニーズの増加が見込まれることから、制度の整備、拡充を図っていくことが必要。	・外国法事務弁護士事務処理体制の充実強化等のための定員を要求(増員要求:2人)。	事後評価 定員要求へ反映
	国の利害に関係のある争訟の処理(「基本目標:訟務事務処理体制を充実強化する」)	・訟務事務処理体制の充実強化。	・訟務組織が処理した訴訟のうち、平成14年度中に地裁で判決の言渡しがあった第一審の本訴事件の処理期間の平均値を算出し評価したところ、平成14年度においては、処理期間の平均は897.0日となった。事案が異なることから単純に比較することはできないが、前年度に比べて数値上131.7日短くなった。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めることが必要。	・迅速かつ適正な訟務事務処理を確保するため、訟務組織の定員を要求(増員要求:16人)。	事後評価 定員要求へ反映
外務省	アフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力	・開発の基盤となる紛争予防、良い統治の実現に向けた協力を通じ、オーナーシップ・パートナーシップに基づくアフリカ開発に寄与。	・アフリカにおいては複数国にまたがる地域紛争が多いこと等からその予防・解決には地域的アプローチが重要であると評価。今後引き続き「平和の定着」を図っていく際、特定国のおかれている状況と援助ニーズの分析を更にきめ細かく行うことが課題。 ・アフリカにおいては、複雑な民族構成の実態や、地理的接近性などのため、紛争の予防・解決には地域レベルでのアプローチが有効かつ効果的。今後は、特定国のおかれている状況と援助ニーズの分析をさらにきめ細かく行っていく。特に最近紛争が終結し、支援の必要の高いアンゴラについては、今後の課題。	・在カメルーン大使館が中央アフリカを兼轄することに伴い、中央アフリカ、地域機関(CEMAC)の政治情勢全般を把握する政務担当を定員要求(増員要求:1人)。 ・在仏大使館が管轄していたジブチを在エチオピア大使館が兼轄することに伴い、ジブチ、地域機関(IGAD)の政治情勢全般を把握する政務担当官を定員要求(増員要求:1人)。 ・在アンゴラ大使館の開設要求(機構要求)。 ・在アンゴラ大使館開設に伴い、アンゴラの政治情勢全般を把握する政務担当官の定員要求(増員要求:1人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	我が国にとって望ましい国際約束の締結	・我が国の国益及び国際社会の利益を増進する我が国にとって望ましい2国間及び多数国間の国際約束(条約等)の締結。	・国内外のニーズを踏まえた、我が国にとって望ましい条約の時宜を得た締結を行うことができ、また、我が国の立場を反映しつつ、条約交渉を行うことが可能となった。	・今後とも多様な分野での条約作成需要に応えるため、専門分野別(経済・社会分野とその他の分野)に再編し、ハイレベルな専門家が最前線に出て国際交渉に参加するための機構を要求(機構要求:経済・社会条約官)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	的確な情報収集及び情報分析	・複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応し、的確な情報収集及び情勢分析を行う。	・平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、我が国の情報収集分析に対する関心は高まり、特にテロ、大量破壊兵器、安全保障分野の対外情報収集・分析機能について一層の強化の必要性が認識された。そのためには、外務省の情報部門である国際情報局の体制強化、人的資源の強化を図ることが必要。	・的確な情報収集及び情報分析のための機構・定員を要求(機構要求:国際情報統括官、国際情報官、国際情報統括官企画官、増員要求:1人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	大使館などの業務・人員の見直し	・我が国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国で活躍する我が国国民の生命・身体・権益等を確保体制を整備する。	・増大する領事業務サービスへの需要に対応するため、総務省の支援を得つつ、在外公館投票と郵便投票の併用による在外選挙の利便性の向上等の取組を推進。	・領事局の新設に係る機構要求。 ・在外選挙等のための定員要求(増員要求:15人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	危機管理体制の整備	・危機管理事案発生時に備え、危機管理体制を整備するとともに、日頃から緊急事態への対応に必要な情報収集に万全を期す。	・瀋陽事件を教訓として危機管理体制のさらなる充実を図るべく、大臣官房長を危機管理官に発令し、また、大臣官房総務課内に危機管理調整室を設置。	・危機管理体制の整備、充実のための機構を要求(機構要求:危機管理官、危機管理調整室)。	事後評価 機構・定員要求へ反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
財務省	関税等の適切な賦課及び徴収	・関税等の適正な賦課及び徴収を確保するための納税環境の整備。	・関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、申告内容を審査し、必要に応じて貨物を検査することによって、誤った申告や不正な輸入を発見していく必要があり、そのためには、より高度な視点からの審査・検査を実施できるよう通関部門職員の商品等に対する知識を向上させていく必要がある。また、事後調査等においては、国際商取引形態の複雑化、非違態様の巧妙・悪質化など、税関を取り巻く環境が厳しさを増す中であって、適正・公平な課税の実現を図るためには、調査水準の維持・向上に努め、国際商取引等の現状に的確に対応していくことが必要。	・特に注意を要する船舶等に対する取締強化、中部国際空港開港への対処及び知的財産権侵害物品の水際取締強化のための機構・定員を要求(機構要求:中部国際空港税関支署等、増員要求:185人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	社会悪物品等の密輸阻止	・社会悪物品等の密輸阻止。	・取締体制等の整備及び関係機関との連携等により、社会悪物品等の密輸阻止に一定の成果がみられた。しかしながら、覚せい剤事犯検挙者数が依然として高い水準にある等の状況を踏まえ、今後とも、社会悪物品等の密輸を水際で阻止することを最重要課題の一つと位置付け、関係機関等と連携し、積極的な取締りを実施していくことが必要。		
	国債の円滑かつ確実な発行及び国債管理政策の適正な遂行と発行市場等の整備	・国債の円滑かつ確実な発行とその適切な管理。	・国債の円滑かつ確実な発行とその適切な管理のため、(1)商品性の多様化、(2)市場の環境整備、(3)国債広報等の充実、(4)シ団制度の見直し等の施策を行うことが必要。	・国債の円滑かつ確実な発行とその適切な管理を行う必要性から、機構・定員を要求(機構要求:審議官・市場分析官、増員要求:4名)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
文部科学省	信頼される学校づくり	・保護者や地域住民の信頼に応え、地域に開かれた学校づくりを進める。	・全公立学校における自己評価の実施・公表や学校評議員制度の導入等を引き続き促進するとともに、時代の変化に適切に対応した初等中等教育改革を不断に進め、一層信頼される学校づくりを進めることが必要。	義務教育制度の在り方や学校の管理運営の在り方など、初等中等教育改革の推進方策全般の検討を行うための定員要求(増員要求:2人)。	事後評価 定員要求へ反映
	学校安全及び心のケアの充実(子ども安心プロジェクト)	・各学校における安全管理等について継続的な取組を推進し、学校安全及び心のケアの充実に取り組む。	・学校における事件、事故が大きな問題となっている状況を踏まえ、各学校において、家庭や地域の関係機関などと密接な連携を図り、継続的な安全管理に関する取組を行っていく必要があり、各学校の取組を支援するため、文部科学省においても組織的、継続的に対応していくことが必要。	・学校安全に関する継続的な取組を推進するための事務体制を強化するための定員要求(増員要求:1人)。	事前評価 定員要求へ反映
	防災研究成果活用による地域防災力の高度化の推進	・大学、研究機関、地方公共団体等の、地域における防災研究成果活用に関する連携体制を強化し、防災コミュニティの形成・強化を図る。	・阪神・淡路大震災後の課題として、震災に強い地域コミュニティ形成の不十分さや防災機関の対応能力の脆弱さ等が指摘される一方で、各地で大地震等自然災害発生時の切迫度が高まっていることから、大学、研究機関、地方公共団体等が連携し、地域の特性に応じて、防災研究成果の普及施策を集中的に実施し、地域防災力の高度化を急ぐことが必要。また、本事業を強力に推進するための体制が早急に必要。	・関係機関と連携しつつ、地域の特性に応じた研究分野横断的な成果の普及や人材育成に関する施策を行う業務が新たに発生することから、防災研究成果の普及・展開を図る施策を推進するための定員要求(増員要求:1人)	事前評価 定員要求へ反映
	大学知的財産本部の整備	・大学における知的財産の管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制の構築を推進するため、モデルとなる体制の整備を支援。	・「知」の源泉たる大学において、知的財産の戦略的な取得・活用を進めるための環境整備を図ることが急務である。特に大学の知的財産の活用による研究成果の社会還元を図ることは大学改革を進める上でも重要であり、早急に必要施策を講じることが必要。 ・大学発ベンチャー創出支援制度等の研究費助成制度の推進・技術支援機関(TLO)の支援の増加等に伴い、大学発特許取得・実施件数は年々増加。	・新産業のシーズになり得る優れた研究成果を適正に権利化し、社会還元を格段に促進させる施策を行うための業務が新たに発生し、高度の企画力・調整力が必要とされるため、知的財産の保護及び活用等に関する施策を実施するための機構・定員要求(機構要求:研究成果展開企画官、増員要求:1人)。	事前評価 機構・定員要求へ反映
「日本映画・映像」振興プランの推進	・映画製作や作品等の顕彰等による日本映画の振興。	・製作本数、鑑賞者数が減少し危機に瀕する日本映画の振興を図るため、映画業界が自立的な創造サイクルの確立を果たせるよう、引き続き支援が必要。 ・今までの体制では映画振興施策を実施する人員が不足しており、映画作品等の創作支援に係る事務体制の強化が必要。また、映像作品の創作支援のためには、専門的見地から施策を講ずるポストが必要。	・昨今の世界的な水準の高さをかんがみて、映像作品等の創作支援のための専門的見地から支援を行うための定員要求(増員要求:1人)。 ・新たな支援制度の導入・関係省庁や関係団体との連携・協力、情報提供、調査研究等の支援を行うための定員要求(増員要求:1人)。	事前評価 定員要求へ反映	

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
厚生労働省	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	・適正かつ安定的・効率的な医療保険制度の構築。	・平成15年度においては、高齢化のピーク時においても制度の安定的な運営を図るため、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定による基本方針」に規定された事項等について検討することとしていることから、これらを踏まえて適切な施策の見直しを行っていくことが必要。	・高齢者医療に係る機構(機構要求:大臣官房参事官)及び入院医療包括評価、調剤医療費、医療指導に係る定員を要求(増員要求:3人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	国内及び水際において、薬物事犯に対する取締りを徹底すること	・国内及び水際において、薬物事犯に対する取締りを徹底。	・我が国の薬物乱用状況は、検挙者数や押収量から見ても依然として深刻な状況にあり、今後とも薬物密売組織の壊滅や末端乱用者に対する取締の徹底を図ることが必要。	・麻薬取締等に係る機構・定員を要求。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	生活困窮者に対し必要な保護を行うこと	・生活困窮者に対し必要な保護を行う。	・失業率の上昇などにより、被保護者数が増加していることから、今後とも、福祉事務所が関係機関等との連携を図ることにより、的確に生活困窮者を把握するとともに、不正受給を防止するための調査等を適正に実施することで、真に生活に困窮する者に対し引き続き必要な保護を行っていく。 なお、今後、生活保護制度については、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会において検討。	・生活保護自立助長等に係る機構・定員を要求(機構要求:指導監査室、増員要求:1人)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	健康危機が発生した際に迅速に対応すること	・健康危機が発生した際の迅速な対応。	・今春発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)等の他国横断的な新興感染症やバイオテロへの対処するため、関係各国や国際機関と密接に連携した情報収集体制を構築。	・国際健康危機管理に係る定員を要求(増員要求:1人)。	事後評価 定員要求へ反映
	日本版デュアルシステムの導入	・若年者の職業能力開発を推進。	・若年者を取り巻く雇用情勢は厳しい状況にあり、この状態を放置することは、我が国の競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊等につながることから、緊急に対応する必要があり、このため、本事業を実施し、若年者の安定就労の促進やキャリア形成を支援することにより、経済や雇用の安定・拡大を図ることとしている。また、その具体的な推進に当たっては、産学との連携や他省庁との連携協力が必要であるとともに、民間の活力も活用しながら、取り組む。	・若年者人材育成に係る定員を要求(増員要求:1人)。	事前評価 定員要求へ反映
一般事業主行動計画策定等支援事業	・男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てられることなどを可能にする社会づくりを推進。	・少子化の流れを変えるため、仕事と子育ての両立支援策の推進が課題となっている中、次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画の策定が新たに事業主に義務として課されることから、その実施を促進するに当たって、同策定指針の周知だけでなく、実情に即してどのような計画を策定すればよいか具体的に事業主に対しアドバイスする等の支援を行うことにより、個々の事業主の実情に合った効果的な行動計画の策定につながり、ひいては子どもを産み育てやすい職場づくりの実現が図られることが見込まれ有効。	・一般事業主行動計画に係る定員を要求(増員要求:1人)。	事前評価 定員要求へ反映	
経済産業省	電子経済産業省の実現	・世界最高水準の電子政府を構成する電子経済産業省の実現。	・国民にとって利用しやすい政府の実現、政府調達等の効率化の観点から、政府の効率性向上や国民・企業の経済活動の活性化に有効である。	・電子政府・情報化に係る機構を要求(機構要求:企画官)。	事前評価 機構要求へ反映
	地球環境問題への対策の推進	・2008年～2012年(京都議定書の第1約束期間)において基準年比▲6%の温室効果ガス削減の達成。	・温暖化問題を始めとする地球環境問題の解決に当たっては、国が主体となってあらゆる政策手段を動員し環境問題の解決と経済発展の同時達成に向け取り組むことが必要不可欠である。	・環境技術担当に係る機構を要求(機構要求:企画官)。	事前評価 機構要求へ反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
経済産業省	中小企業取引適正化	・下請代金支払遅延等防止法違反の未然防止等を通じた公正な下請取引の実現を含め中小企業を取り巻く取引環境・競争環境を改善する。	・政府全体での競争政策を強力に実施していく方向が示されており、下請代金支払遅延等防止法の運用の一層の強化が期待される。	・下請代金支払遅延等防止法改正による業務に係る定員を要求。	事前評価 定員要求へ反映
	使用自動車の再資源化等に関する法律(規制評価)	・使用済み自動車に係る新たなリサイクル制度を構築することにより、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図る。	・使用済み自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するため、新たな制度を構築することが必要不可欠である。	・使用済み自動車の再資源化等に関する法律の施行業務に係る定員を要求。	事前評価 定員要求へ反映
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(規制評価)	・難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。	・改正部分の法施行業務の実施に向けて、事後監視の徹底等を図るために必要な機構定員要求を行う。	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正による業務に係る定員を要求。	事前評価 定員要求へ反映
環境省	環境政策の基盤整備	・環境政策推進のための知見を収集し活用するとともに、研修を実施することにより職員の知識の向上を図り、専門的技術を習得。	・社会経済の構造変化に対応する、中長期的な政策研究立案の必要性が高まってきており、環境省自体の政策立案能力の整備が求められている。	・今後の環境政策の基本的あり方について、環境、経済、社会を総合的にとらえ、さらに将来的な動向をも踏まえた環境政策の企画・立案が求められており、新たに政策研究を専門的に行うための機構を要求(機構要求:環境政策企画官)。	事後評価 機構要求へ反映
	地球温暖化対策	・2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)。	・京都議定書6%削減約束を達成するためには、基準年比総排出量の14%分の追加対策が必要であり、増加が続いている運輸・民生部門における二酸化炭素排出量の抑制対策を中心に、なお一層の排出削減に向けた取組を進めていかなければならない。地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた第1ステップ(2002年～2004年)において行うべき施策を着実に推進していくとともに、第2ステップに向けて対策の評価・見直しを行い、その結果に基づき、必要に応じて追加的対策を導入していくことが重要である。また、国際的取組としては、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾ける必要がある。	・我が国における京都メカニズム活用に向けた取組をさらに円滑化していくため、京都メカニズム対策に係る機構を要求(機構要求:京都メカニズム対策室)。 ・地球温暖化対策を推進するために必要な石油特別会計の執行体制を整備するための定員を要求。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	野生生物の保護管理	・希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに種の保存法に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人の共生を図る。移入種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止。	・鳥獣保護法の改正、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関するカルタヘナ議定書国内担保法の策定準備、移入種対策の検討などの政策の仕組みづくりについて進展が見られ、また、国設鳥獣保護区の新規指定、希少野生動植物の指定(国内、国際)及び猟法規制の強化を図るとともに、国際的に重要な湿地に関するラムサール条約締約国会議や国際的に希少な野生動植物の国際取引に関するワシントン条約締約国会議への参加など国際的取組等を推進し、一定の成果を上げた。	・カルタヘナ法の確実な施行及び移入種対策の的確な推進に係る業務を一元的に管理するための機構を要求(機構要求:移入生物対策室)。 ・希少野生動植物種の国内取引・生息地保護に係る定員を要求。	事後評価 機構・定員要求へ反映



各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
環境省	産業廃棄物対策(排出の抑制、再生利用、適正処理等)	・産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進。	・平成9年に比べ、産業廃棄物の排出量は減少、リサイクル率は増加、最終処分量は減少しており、いずれも着実に進展している。また、産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量は年々削減されているが、引き続き目標達成に向けた努力が必要である。PCB廃棄物の処理については、北九州等5か所において処理施設の立地が具体化しており、着実に進展。	・PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための機構・定員を要求(機構要求:PCB・残留性有害廃棄物対策室)。	事後評価 機構・定員要求へ反映
	廃棄物の不法投棄の防止等	・廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	・廃棄物等についての違法な輸出入等は防止されている。また、不法投棄等不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分か監視体制の強化等により新たな大規模不法投棄事案は少なくなってきたほか、都道府県等が代執行として行う原状回復措置についても現行の基金制度による支援が実施され、一定の効果を上げているが、さらに、不法投棄そのものを半減させるという目的に対して効率性の高い施策を推進していく必要がある。また、廃棄物の不法輸出入に対応できるチェック体制の整備、各国連携の強化等を図っていくことが必要。	・「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の成立等に基づき、広域的かつ大規模な不法投棄事案等への対応を強化するため、大規模不法投棄対策に係る定員を要求。 ・広域的かつ大規模な不法投棄事案や産業廃棄物の不法輸出入等への地方における対応を強化するため、地方環境対策に係る定員を要求。	事後評価 定員要求へ反映

(3) 財政投融资計画の要求、税制改正要望に反映したものの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の反映内容	分類
金融庁	市場ルール・インフラの整備	・証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとするため、証券市場の構造改革を一層促進。	・政策の達成に向けて成果が上まっているが、今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、これまでの取組の有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組の充実・改善や、新たな施策の検討等を行っていくことが必要。	・平成16年度の税制改正について、一定の投資額を上限とした優遇税制の導入、株式、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減、金融商品課税の一本化の推進を図る税制等を要望。	事後評価 税制改正要望に反映
総務省	電子商取引の普及発展	・ネットワーク上で取引を行う際の安全性・信頼性を確保することにより、国民が安心して電子商取引を行うことができる環境の整備。	・財政投融资制度についても毎年着実に実績を上げており、今後も電子商取引市場の拡大とともにシステム整備等の需要は拡大すると考えられるので、継続して財政投融资制度を運用することが必要。	・電子商取引関連の設備投資を支援するための財政投融资制度について、電子商取引市場規模の拡大とともにシステム整備等の需要は拡大すると考えられることから、継続して要求(100億円)。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
	IPv6の普及促進	・IPv6ネットワークへの速やかな移行を促進することにより、国民の多くが次世代インターネットプロトコルによるサービスの享受。	・インターネット基盤全体のIPv6への円滑な移行を更に促進するためには、支援措置の拡充や、各主体に応じた移行モデルの策定や技術課題の検証・克服等を目的としたモデル実証実験の実施等、様々な取組が必要。	・インターネット関連設備のうち、ルーター及びスイッチに関して、企業等の適正な資産処理を可能とし、かつ、IPネットワーク化の推進に向けた企業等の投資インセンティブの向上を図るため、使用実態を踏まえた法定耐用年数の適正化について、税制改正を要望。	事後評価 税制改正要望に反映
財務省	政策金融機関の適正かつ効率的な運営の確保	・政府関係金融機関の業務の見直し。	・「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえた事業見直しについて、平成15年度においても引き続き具体化に取り組むほか、不良債権集中処理期間においては、「金融円滑化のため、政策金融を活用する」とされていることを踏まえ、民業補完を徹底しながら、セーフティネット面での対応について、万全を期していく。	・「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえつつ、平成16年度末までの不良債権集中処理期間における政策金融の活用を図るべく、事業規模を前年度並みの水準とした。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
経済産業省	産業活力再生支援・事業再生支援	・我が国産業の活力の再生を図るため、個々の事業者が行う事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入への取組を円滑化する。	・過剰設備等の重荷から大胆な事業再構築の意思決定が難しい場合に、単なる事業再構築支援から、産業全体の生産性向上、競争力向上に寄与する産業再編に対して、積極的に支援策を講ずることが不可欠。	・産業活力再生支援事業、投資事業再生・流動化促進事業、事業再生支援事業等、財政投融资の要求に反映。	事前評価 財政投融资計画の要求に反映
	新事業創出・創業促進施策	・平成18年までの5年間で新規開業数を倍増させる。	・「開業創業倍増プログラム」の実現・達成を目指し、関連施策に積極的に取り組んでいくことが必要不可欠。	・新規事業創出促進事業、新産業創出・活性化融資制度等、財政投融资の要求や、エンジェル税制に係る税制改正の要求に反映。	事前評価 税制改正要望に反映
	新エネルギー設備・機器の導入支援	・石油代替エネルギーの供給目標を達成するため、平成22年度までに原油換算1,910万klを達成する。	・新エネルギーの利用・普及のために必要な設備・機器で「公共財」としても価値が認められるものについて、市場の健全な育成を阻まない範囲で、経済性の制約の除去をも視野に入れた措置が必要。	・新エネルギー利用設備の導入に係る財政投融资の要求や、エネルギー需給構造改革投資促進税制事業等税制改正要求に反映。	事前評価 税制改正要望に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の反映内容	分類
国土交通省	土地税制の見直し	・土地に係る保有コストを軽減することにより、円滑な経済活動の促進や土地への投資意欲の喚起を通じて資産デフレを克服するための条件整備を図るとともに、市場中立的で安定的な恒久税制を構築することにより、土地の流動化・有効利用の促進を図る。	・本政策の目的・目標を達成する上での必要性、効率性、有効性が、いずれも認められる。	以下のとおり税制改正を要望。 ・大都市の商業地等を中心とする土地に係る固定資産税等の負担を軽減する。 ・個人の土地長期譲渡所得に係る税率を引き下げることにより、株式等他の資産との均衡を図る。	事前評価 税制改正要望に反映
	住宅ローン減税の延長	・無理のない負担での住宅取得を支援するとともに、良質な住宅ストックの形成及び経済効果の大きい住宅投資の促進による景気の下支えを図る。	・本政策の目的・目標を達成する上での必要性、効率性、有効性が、いずれも認められる。	・住宅ローン減税についてその適用期限を延長する税制改正を要望。	事前評価 税制改正要望に反映
環境省	環境事業団の効率的な運営	・環境事業団の効率的な運営の推進。	・平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、建設譲渡事業については、現に事業実施中のものを除き、廃止。	・建設譲渡事業については、残事業終了後に廃止。このため、残事業の執行に必要な範囲に限って財政投融资資金の借入れを要求(10億円)。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
	経済活動における環境配慮の徹底	・経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮を徹底。	・環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム(エコアクション21)に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しており、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与していると考えられ一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証制度の確立・運営の実施を含め、事業全体の拡充を図ることが必要。	・環境配慮型経営促進事業(融資枠)について、日本政策投資銀行が企業の環境への取組を促進するため、環境への配慮に対する取組が十分になされていると認められる企業の環境負荷の低減・改善に資する事業活動全般に必要な資金を対象として、それらに対する融資又は当該企業の発行する社債に対する保証を要求(2,500百万円(融資枠))。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
	自動車排ガス対策	・環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護。	・全国の測定局における環境基準の達成状況は改善傾向にあるものの、道路沿道における大気汚染物質の濃度は一般環境に比べて高くなっており、依然として二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況が低い水準に止まっていることから、自動車排出ガスについては、今後も総合的な対策の充実、強化及び着実な推進が必要。	・事業者が排出基準適合車及び低公害車等を取得する際の低利融資制度について、担保条件の緩和などを一部拡充するとともに、引き続き実施を要望。  ・自動車税のグリーン化やNOx・PM法に対応した車両代替についての自動車取得税の軽減措置等を延長及び拡充するため税制改正を要望。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映  事後評価 税制改正要望に反映

# 政策評価結果の平成16年度予算要求等への反映状況

各行政機関が実施した政策評価の結果の平成16年度予算要求等への反映状況について、総務省が各行政機関の協力を得て、取りまとめ、公表するものである。

平成 15 年 9 月  
総 務 省